

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
水 道 課

目 次

1. 水道施策の推進について

(1) 平成27年度水道関係予算(案)等について	1
(2) 東日本大震災からの復旧・復興	3
(3) 新水道ビジョンの取組について	5
(4) 地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲	7
(5) アセットマネジメントの推進について	7
(6) 水道施設の耐震化等の推進	8
(7) 水道事業認可・事業評価等について	10
(8) 鉛製給水管の適切な対策について	12
(9) 水循環基本法・水循環基本計画について	12

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について	13
(2) 水道の官民連携について	13
(3) 水道事業者等への指導監督について	14
(4) 水道の国際展開への取組(水ビジネスの推進)	14

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し	17
(2) 水質事故・健康危機管理	17
(3) 耐塩素性病原生物対策の充実	19
(4) 水質管理の徹底	19
(5) 貯水槽水道について	21

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 27 年度水道関係予算（案）等について

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 25 年度末で 34.8%と依然として低い状況にある。

また、全国の水道施設は高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備され、更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれており、水道施設の耐震化・老朽化対策を推進することが喫緊の課題となっている。このため、災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成 27 年度予算案では水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進するために経費を計上している。

① 水道施設整備関係予算

水道施設の整備に関する平成 27 年度予算案については、他府省計上分を含め平成 26 年度予算額の 255 億円に比べ、50 億円増額の 305 億円(119.6%)を計上している。

また、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、平成 26 年度補正予算において新たに生活基盤施設耐震化等交付金を創設、215 億円を計上し、平成 27 年度予算案の 50 億円と合わせて 265 億円を計上している。

平成 26 年度補正予算と平成 27 年度予算案を合わせた施設整備費の総額では 555 億円となるが、補正予算の規模が大きかった平成 26 年度の予算に比べて減額となっており、水道施設整備関係予算は、例年以上に厳しい状況である。

これを踏まえ、平成 27 年度の国庫補助要望額について、現実的な執行見込みを踏まえたものとなるよう精査いただいたところであるが、今後とも、計画的に事業が実施されるよう、各水道事業体とのより一層の連携をお願いする。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に 168 億円、指導監督事務費などに 1 億円を計上している。なお、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 27 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 165 億円を一括計上している。

○生活基盤施設耐震化等交付金

新たに創設した生活基盤施設耐震化等交付金の制度については、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備を支援する観点から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、厚生労働省から都道府県に交付金を交付し、更にその交付金を都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分することとなる。

水道施設等の耐震化や水道事業の広域化を推進し、持続可能かつ強靱な水道の構築を実現するために、今後、都道府県の果たす役割が大きくなることから、本交付金制度の取扱いについて、ご理解とご協力をお願いしたい。

○平成 27 年度予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度 予 算 額 A	平成 27 年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	(86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡 易 水 道	(27,465) 13,853	(16,155) 14,155	302	102.2
上 水 道	(43,590) 11,513	(12,701) 11,201	Δ 312	97.3
指導監督事務費等	(91) 91	(100) 100	9	109.9
災 害 復 旧 費	(752) 350	(561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	(26,500) 5,000	5,000	—
東日本大震災	(14,923) 14,923	(16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(71,146) 25,457	(55,457) 30,457	5,000	119.6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3)：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められており、補助事業の上半期内の契約締結について特段のご配慮をお願いしたい。

② 非公共予算関係

- ・官民連携等基盤強化支援事業費（0百万円 → 12百万円）

人口減少や職員数の減少など、厳しい社会環境の下で健全な水道事業を継続するためには、民間の技術・人材の活用が重要であることから、水道事業における官民連携の導入に向けた課題を解決し官民連携方策導入の促進を図る(事業期間：平成 27 年度～28 年度)。

- ・重要給水施設水道管路強靱化事業費（0 百万円 → 7 百万円）

災害時に重要な拠点となる基幹病院や診療所、大規模な緊急避難所などの重要給水施設に水道水を供給する管路の耐震化、断水した場合の優先的復旧に係る対応についてガイドラインを作成し、各水道事業体における耐震化計画に反映することにより、重要給水施設のソフト・ハード両面で強靱化を図る（事業期間：平成 27 年度～28 年度）。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

＜低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業（73 億円）の内数＞

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。水道システムの省エネ対策等に新たな発想をお持ちの方は、水道課までご相談されたい。

- ・水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業（2.8 億円、環境省計上）

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギー（小水力）について調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。なお、本事業では、水道施設に関するアンケート調査等を予定しており、水道事業者の皆様には本調査へのご協力をお願いしたい。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

①水道の被災状況

水道施設については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了した。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業は、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて平成 23 年度から実施している「通常査定」と、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業に対し、災害査定方法の特例を定めて平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実施した「特例査定」の 2 種類の災害査定により実施しているところである。今年度の実施状況としては、平成 27 年 2 月末現

在、福島県の 2 事業者から申請があり、2 件の災害査定（通常査定）を実施している。なお、これら 2 件の査定後の調査額は、約 3 百万円となっている。

これまでに特例査定を実施した事業者のうち、まちづくり計画等が確定し、水道の復旧方法が確定した水道事業者においては、復旧工事に着手するため、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要となる。保留解除の状況については、平成 24 年度に 14 件（14.2 億円）、平成 25 年度に 45 件（98 億円）の解除を行っているが、平成 26 年度においては 2 月 10 日時点で 55 件（142.7 億円）の解除を行っており、保留解除の状況からも災害復旧事業が進展している状況であることがわかる。しかし、復旧事業全体としては、全体復旧額（復興計画未定事業の調査額を含む）に対して 30%に満たない保留解除の状況であり、復旧事業の加速化も必要となっている。今後も保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興を図るためには、関係する県行政部局との連携が不可欠であることから、引き続きご支援・ご協力をお願いします。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、（公社）日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業体における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただいており、復興の原動力として多大な貢献を頂いている。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いします。

③浄水発生土の放射性物質汚染への対応等

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行され、浄水発生土の処分等についてはこの特別措置法に従い、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。なお、国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、自粛していただいていた再利用を可能としており、最近では園芸用土とグラウンド土の合計で月 2 千トン程度の再利用が行われている。このように、水道事業者のご努力により、最近では発生量以上の量が最終処分及び再利用さ

れており、保管量としては平成 26 年 7 月頃から減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 26 年 10 月 23 日付け事務連絡「平成 27 年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について」にて、東京電力より示された平成 27 年度以降分の損害賠償請求の協議における基本的考え方を周知したところである。平成 26 年度分の損害賠償の受付開始時期については、今年度末に東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業体より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

(3) 新水道ビジョンの取組について

① 新水道ビジョンについて

我が国の水道は、東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による料金収入の減少、将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、様々な問題が深刻化している状況となっている。こうした状況を背景に、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定した。

新水道ビジョンには、関係者が共有できる基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、50 年、100 年先を見据えた水道の理想像の具現化を示す視点で、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、関係者の「挑戦」と「連携」の姿勢を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

新水道ビジョンを推進するため、水道関係機関との実施方策の共有と効率的な取組推進のための枠組みとして「新水道ビジョン推進協議会」を設置して、関係者間の密接な連携を推進している。平成27年1月19日に第4回推進協議会を開催し、国及び各団体から各種方策の推進状況の報告を行い、最後に新水道ビジョンに示された各種方策の今後の進め方について参加者で議論を行った。

また、都道府県及び水道事業者の参加による地域の先進事例共有と課題解決を議論するための「新水道ビジョン推進に関する地域懇談会」を全国各地で開催しており、平成25年11月に第1回懇談会を北海道・東北地区で開催し、現在まで九州・沖縄地区、中国・四国地区、関西地区、中部地区、関東地区の6地区で開催したところ。懇談会では、各地域における先進的な取組を実施している水道事業体に発表を行っていただき、その後発表テーマ毎に分かれて懇談会参加者によるフリーディスカッションを実施し、活発な議論が行われた。

平成27年度以降もこれらの取組を通じて新水道ビジョンの推進と浸透を図る予定で

ある。

今後の水道における各種方策の推進に当たっては、各都道府県や水道事業者において、将来世代の持続可能な水道事業の運営を図るため、新しい効果的施策を推進していくことが必要となるので、これらの新水道ビジョン推進に関する理解と協力をお願いするとともに、地域の水道事業等へのきめ細かい指導と助言をお願いしたい。

② 水道事業ビジョン・都道府県水道ビジョンの策定状況

各水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）においては、水道が直面する様々な課題に適切に対処していくため、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。このため、平成 17 年 10 月の水道課長通知により、水道の将来像や当面の具体的な取組を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきたところである。

人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化への対応や新水道ビジョンの考え方を踏まえ、平成 26 年 3 月に発出した水道課長通知において、従来の「地域水道ビジョン」を「水道事業ビジョン」とし、改めてその積極的な作成をお願いしている。

平成 27 年 2 月 1 日現在、水道事業ビジョンは、上水道事業で 886 事業（800 プラン）、水道用水供給事業で 70 事業（53 プラン）が策定されている。また、その策定割合は、上水道事業で 63%、水道用水供給事業で 74%となっている。

全体として、都道府県知事認可の事業体において、策定が遅れている状況にある。このため、各都道府県におかれては、自らのビジョンを未だ策定していない水道事業者等においては、できる限り早期の策定が、また、既に策定済みの水道事業者等においては、現状との乖離がある場合や新水道ビジョンを踏まえて見直しが必要な場合等必要に応じて自らのビジョンの改定が行われるよう、指導・助言をお願いしたい。なお、水道事業ビジョンの策定・改定の際には、「水道事業ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、アセットマネジメントの実施並びに水安全計画及び耐震化計画の策定を必須事項としており、これらの取組により、水道事業における体制強化を図るよう努められたい。

一方、各都道府県に対しては、地域の水道が抱える諸課題の解決を図るため、将来の水道のあり方を示す「水道整備基本構想」の作成を推奨してきたところであるが、平成 20 年 7 月及び平成 26 年 3 月の水道課長通知により、従来の「水道整備基本構想」に地域水道ビジョンの記載項目を追加して「都道府県水道ビジョン」として位置付けられる内容に見直し、その積極的な作成をお願いしている。

都道府県水道ビジョンの策定にあたっては、都道府県全域の水道について、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に置きつつ、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示すとともに、管内水道事業者等に対し、安全で強靱な水道の持続に向かって施策誘導が図れる内容とするよう要請している。

また、その施策推進にあたっては、リーダーシップを発揮し、管内水道事業者等を牽引するよう期待している。

平成 27 年 2 月 1 日現在、都道府県水道ビジョンの策定状況は、10 プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、大阪府、奈良県、広島県、長崎県、沖縄県）となっている。

自らのビジョンを未だ策定していない都道府県においては、できる限り早期の策定を、また、既に策定済みの都道府県においても、必要に応じて見直し再検討を行うようお願いする。なお、都道府県水道ビジョンの策定・改定の際には、「都道府県水道ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参考にされたい。

地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているので、今後、地域水道ビジョンを策定・改定する際には参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(4) 地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、提案募集方式による地方分権改革に関する提案の検討・整理が提案募集検討専門部会（以下、「専門部会」という。）において行われた。

水道事業に関しては、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が複数自治体から寄せられ、専門部会において対応方針を検討し、平成 27 年 1 月 30 日に対応方針を閣議決定した。

対応方針では、水道事業の広域化、施設の計画的更新・耐震化、水質管理の強化といった重要施策を推進するための計画を策定した上で、人員・組織を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）を対象に移譲することとなった。また、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とすることとしている。

今後有識者等の意見も聞きつつ、計画への記載事項及び人員・組織の体制等、委譲の具体的な条件について検討して行く予定であるので、ご留意いただきたい。

(5) アセットマネジメントの推進について

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっている。水道施設の代表的な施設である管路についてみると、平成 25 年度末の管路経年化率（管路総延長に対して法定耐用年数 40 年を超過した管路の割合）は 10.5%となっており、年々上昇している。また管路の更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は 0.79%であり、全ての管路を更新するのに約 130 年を要するものとなっている。

このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、

人口減少や節水型社会の醸成により料金収入の減少に伴う投資額の減少が予想されており、必要な投資量を見極めつつそのための財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を平成 21 年 7 月に公表した。

平成 25 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,486 事業者のうち、767 事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約 52%となる一方、計画給水人口 5 万人未満の事業者については、約 36%にとどまっている。

中小の事業体においては、手引きの内容に沿って、すぐにアセットマネジメントを実践するには困難な面もあると考えられることから、平成 25 年 6 月にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを全ての水道事業者等へ周知・配布を行った。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引き、簡易支援ツールを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

また、既にアセットマネジメントを実施した事業体に対しても精度の向上に取り組むとともに、今後の事業実施にあたってはアセットマネジメントの結果の活用を図るよう指導、助言をお願いする。

(6) 水道施設の耐震化等の推進

東日本大震災では、水道施設も甚大な被害を受けたが、耐震性の高い管路や施設にはほとんど被害がなく、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその積極的な推進をお願いしている。

① 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成 20 年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成 20 年 3 月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、並びに「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化対策の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

また、新水道ビジョンでは、自らの給水区域内の重要な給水拠点（病院、避難所な

ど)を設定し、当該拠点への供給管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としている。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月閣議決定）」及び「国土強靱化アクションプラン 2014」において、水道に関しては、基幹管路における耐震適合率の向上（平成 34 年度末に 50%以上）を数値目標としている。これらの目標を踏まえ、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、計画的に実施していただきたい。

また、水道事業者における基幹管路の耐震化が推進されるよう、厚生労働省においても、東日本大震災における管路被害分析を行い、水道管路の耐震性について「管路の耐震化に関する検討報告書」として取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているので、水道事業者への助言、指導に活用願いたい。

② 全国の基幹施設、管路の耐震化状況（平成 25 年度末）

水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成 25 年度末（平成 26 年 3 月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は 22.1%、配水池は 47.1 となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は 34.8%であり、昨年度からわずか 1.3 ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は 62.5%に対し、最も低い長崎県では 21.8%と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページにおいて公表されているので適宜参照されたい。

なお、平成 23 年 10 月 3 日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第 17 条の 2 に定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年 1 回以上定期的に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等の対応をお願いする。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、平成 24 年 11 月、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

平成 26 年度は、平成 25 年度に実施した静岡県をモデルとした耐震化 PR キャンペーンによる広報効果の検証活動に引き続き、座間市と坂戸、鶴ヶ島水道企業団と連携し、住民への情報発信の取り組みとして、それぞれの水道事業の現状や耐震化の必要性について PR キャンペーンを行った。今後、キャンペーンの実施を通じて得られた成果や使用した素材を活用し、全国的に拡大していきたいと考えているので、都道府

県内の水道事業者に対する周知をお願いするとともに、特に、耐震化の進んでいない水道事業者に対しては、都道府県からも積極的に働きかけを行って頂き、水道事業者における耐震化の推進に資する情報発信等への活用を促進されたい。また、同プロジェクトでは、水道事業体の PR を支援するための「水道耐震化ポータルサイト」の開設も行っているので、併せて周知頂くとともに、都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組を検討するなど、貴管内の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

④ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。昨年7～9月の梅雨及び台風等による集中豪雨においては、兵庫県、高知県、北海道等における水害及び河川の濁度上昇や、長野県や広島市等における土砂災害により、合計で約55,000 戸が断水する被害が発生した。水害等の対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに、今一度、危機管理マニュアル等の応急給水、応急復旧体制や連携を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

(7) 水道事業認可・事業評価等について

① 事業（変更）認可等に係る留意事項について

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画を検討する必要が生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。また、水道事業計画の目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、適切な審査、助言をお願いする。これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成23年10月3日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下の URL を参照）ので、参考にされたい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施に当たり、これまでに行われた評価制度の確実な定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需

要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることを受け、評価に当たっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。平成 25 年度の点検結果では、厚生労働省として 33 件が点検対象となり、そのうち 5 件が便益の計上方法が過大ではないかなどの指摘を受けている。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

貴管内の水道事業者及び水道用水事業者に対しては、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いするとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

また、平成 26 年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価は、水道施設整備事業の評価実施要領等ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意されたい。

③ ダム検証と今後の動き

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」いう。）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。

現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 27 年 1 月末現在、83 事業のうち、67 事業で検証が済み（46 事業が継続、21 事業が中止）、16 事業が検証中である。（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で集計）。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討に当たっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む。）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコスト比較などについて

ても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

(8) 鉛製給水管の適切な対策について

鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できないことを踏まえ、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しており、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことが望ましい。

平成 24 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,310 km、使用戸数が約 371 万件（平成 24 年度水道統計より）となっており、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

(9) 水循環基本法・水循環基本計画について

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、現在、内閣官房水循環政策本部事務局にて、水循環基本計画の策定作業が進められている。

水循環基本計画の策定作業は、これまでに有識者意見聴取を行うなどして進められ、本年 2 月 5 日に水循環基本計画原案（たたき台）が示されている。今後、本年 3 月からパブリックコメントを経て本年夏までのできる限り早い時期に閣議決定される予定である。

水循環基本計画原案（たたき台）には水道に関する施策も含まれたものとなっており、水循環基本計画が策定された後は、国土交通省など関係省庁とともに本計画に基づき様々な施策の推進が図られることとなるので、その動向について注視していただきたい。

<水循環政策本部 HP> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について

人口の減少やそれに伴う水需要の減少、水道職員数の減少など水道を取り巻く厳しい社会状況に対応し、健全な水道事業運営を持続するためには、技術面、経営面の運営基盤を強化していく必要がある。水道事業の広域化はそのための有効な手段の一つとして考えられるため、水道事業者等においては、事業統合や管理の一体化、施設の共同化など連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携について積極的な検討をお願いします。

また、都道府県においては、個々の水道事業者では解決できない課題や広域的に連携すべき事項についてリーダーシップを発揮した助言等を積極的に行い、水道の理想像の実現に向けて水道事業者等を牽引するようお願いします。

厚生労働省では、水道事業の広域化を促進するため、広域化の取組に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、水道事業の広域化に関する財政支援を行っている。これらを積極的に活用することにより水道事業の広域化が進展することを期待する。

なお、広域的水道整備計画については、広域的な水道施設整備のほか、施設管理及び水質管理への取組、財政計画の作成等を定めたものであるが、市町村合併や水資源開発基本計画の改定等に伴い計画策定時と大幅な乖離を生じている又は目標年度を超過しても改定されていない計画が多数見受けられるため、適宜見直しをお願いします。

(2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI 法改正に伴う公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入等の各種制度整備が図られており、各水道事業者においては、様々な官民連携の形態を活用することによって運営基盤の強化を図ることが期待されている。

このことから、都道府県においてもこの趣旨をご承知の上、運営基盤の強化に向けた検討が進むよう各事業者との連絡・調整を積極的に進めていただきたい。

厚生労働省では、平成 22 年度より、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地^{*}で実施し、毎回多くの水道関係者に参加いただいております。参加者からは大変有意義な意見交換ができたなどの声を多く聞いている。平成 27 年度も引き続き協議会を開催するので、官と民の交流の場として積極的な参加をお願いします。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、大津市、高松市

平成 26 年度：東京都、新潟市、仙台市、福岡市

また、平成 26 年 3 月には、「水道事業における官民連携に関する手引き」を作成しており、従来の P F I 導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に

向けた内容の充実を図っているので参考とされたい。

政府の取組として日本再興戦略（平成 26 年 6 月閣議決定）において、コンセッション方式を活用した PFI 事業の案件数について、平成 28 年度末迄の上水道分野の数値目標が 6 件と設定されている。これをご承知いただくとともに、本件に関する検討にかかる状況報告や検討を進めるにあたってのご相談等がある場合には、水道計画指導室までご連絡願いたい。

厚生労働省では、平成 27 年度予算として、コンセッション方式を含む官民連携導入に向けた調査、計画作成等のための支援を用意しているところであり、詳細については同室までお問合せ願いたい。

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第 39 条の規定に基づき、平成 12 年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成 13 年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等、水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成 25 年度は、53 の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、文書による指摘を延べ 79 件、口頭での指摘を延べ 242 件行っている。

今年度は、57 の水道事業者等に対して立入検査を実施しており、その結果については、取りまとめの上、平成 25 年度の場合と同様に水道課ホームページで公表する予定としている。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成 14 年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、使用した資料については水道課ホームページに掲載してあるので、管内水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

水道課ホームページ

「平成 26 年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2014/index.html>

(4) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 厚生労働省の取組

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODAによる協

力にとどまらず、日本の水関連企業が有する技術を海外市場において提供することによって、アジア諸国における衛生的な水供給の確保に貢献する。また、インフラシステム輸出戦略を踏まえ、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進めていく。

○日本企業の海外市場への売り込み

日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成 20 年度から、水道産業の国際展開推進事業を実施しており、民間企業及び地方自治体に参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PRするとともに、相手国関係者との意見交換等を行っている。本年度は、ラオス、インドネシア、ベトナムの 3 ヶ国において調査等を実施した。来年度も実施する予定であるので、関心のある地方公共団体等におかれては調査等への参加をお待ちしている。

○日本企業や水道事業者が海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

・官民連携型案件形成調査

個別のプロジェクト形成を支援するため、平成 23 年度から、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナム調査 2 件を採択した（地方公共団体は、北九州市、川崎市）。来年度も実施する予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、公募に参加いただきたい。

・水道関係機関とのパートナーシップの形成

日本企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、平成 23 年度から、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関するパートナーシップの形成に取り組んでいる。本年度は、日本水道協会全国会議（名古屋市）に合わせて海外水道フォーラムを開催し、海外水道関係者と意見交換を実施した。

② 日本経済再生本部及び経協インフラ戦略会議

日本経済再生本部は、平成 24 年 12 月 26 日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置されたが、平成 25 年 1 月 25 日の第 3 回会合において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として、同年 3 月 12 日に経協インフラ戦略会議が設置されている。同会議において同年 5 月 17 日に決定されたインフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の 1 つとして「水」が取り上げられている。

③ 水分野の国際標準化

厚生労働省では、平成 23 年度から、水分野国際標準化戦略検討委員会水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、水道技術資料の海外普及版(要約版)の策定に取り組んでいる。これまでに、水道施設設計指針 2012 の英語要約資料を作成しており、日本の水道技術を海外の水道技術者や政府関係者等への紹介に活用いただいている。入手を希望する場合は水道課まで連絡いただきたい。

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し

平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただきたい。また、要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において例年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

今般、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、本年 2 月 5 日に開催された第16回厚生科学審議会生活環境水道部会において、本年 4 月 1 日より水質基準項目のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を強化する（いずれも0.03 mg/L）こと、水質管理目標設定項目のフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,3-ジクロロプロペン及びオキシシン銅の目標値を見直すこと等が了承された。

また、検査法については、同部会において、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（以下「検査方法告示」という。）に、フェノール類の検査方法に「固相抽出—高速液体クロマトグラフ—質量分析法」を追加すること及び検査で使用する標準原液について、計量法に基づく国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものを用いることができるように改正することについて了承された。

(2) 水質事故・健康危機管理

① 飲料水健康危機管理実施要領

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速かつ適正な対応をお願いする。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例であるが、残留塩素濃度が低下する等の事故も発生しており、平成 22 年 7 月 23 日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

② 「浄水処理対応困難物質」の設定について

平成 24 年 5 月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物

質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目にも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが重要であり、その方策について検討してきた。本年 2 月 5 日に開催された第 16 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに設定することが了承されたことを受け、当該物質について、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を発出予定であり、貴管下の水道事業者等に対する周知及び関係行政部局との連携につき特段のご配慮をお願いする。

③ 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用されるものであり、利用者の利便性の確保に加え、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）により示してきたところである。水道事業者等が同通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について、慎重に検討を進めているところである。

④ その他の留意事項

水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いする。農薬類については、平成 14 年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成 21 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、水道課への速やかな情報提供をお願いする。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を発

出しているので参考にされたい。

(3) 耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成 19 年 3 月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策が実施されている。

平成 9 年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例もある。

平成 25 年 3 月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の 11%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル 4 又はレベル 3）のうち 33%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

については、定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるよう、水道事業者へのご指導をお願いします。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水質検査計画策定の際に、当該施設における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いします。

(4) 水質管理の徹底

① 水質検査の信頼性確保

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金の行き過ぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成 22 年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を設置し、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組を行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行された。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の策定に際し、

引き続き水道事業者へのご指導をお願いする。

2) 検査方法告示の改正及び妥当性評価ガイドラインの発出

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行い、平成24年4月1日に施行された。また、水質検査の更なる信頼性を確保するべく、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法として、平成24年9月6日に「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」を、平成26年1月15日に本ガイドラインに係る質疑応答集を発出した。委託先の検査機関を監督するに当たり、本ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するよう、水道事業者へのご指導をお願いする。

3) 登録水質検査機関の指導等

登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。そこで、平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

また厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を開始し、今年度も実施したところである。

改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていることから、水質検査を委託する自治体等においても当省の取組を参考にされたい。

② 水安全計画の策定による安全確保

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成23年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

水安全計画は、水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要な事項を抽出することが可能となるものであり、平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」においても、水源事故対策として、統合的アプローチによる水安全計画の策

定を推進する旨、記載されているところである。

しかしながら、平成 25 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は 11%、策定中の事業は 6%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることが明らかになっている。

厚生労働省においては今年度、中小規模の水道事業者等を念頭に、水安全計画作成支援ツール・簡易版の開発を行っているところであるが、未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理を徹底による安全な水供給の確保に向けての検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においては、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

(5) 貯水槽水道について

平成 13 年の水道法改正により、水道法第 14 条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

また、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、簡易専用水道に係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 24 年度は 78.7%であり、近年は 80%前後で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 26.2%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.5%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³ 以下のもの）の検査受検状況は、平成 24 年度は 3.2%であり、近年は 3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、29.3%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、更に管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局におかれては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。また、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしくお願いする。

参 考 資 料

参考資料目次

○平成 27 年度水道関係予算案について	資－ 1
○浄水発生土の放射性物質汚染への対応	資－ 5
○原子力損害賠償について	資－ 6
○都道府県別水道事業ビジョン策定状況	資－ 7
○都道府県水道ビジョン策定状況	資－ 8
○都道府県水道ビジョンの策定及び改訂状況について	資－ 9
○平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）	資－11
○都道府県別アセットマネジメントの実施状況（H25）	資－12
○総務省による政策評価の点検について	資－13
○事業評価の適正な水需要予測の実施	資－15
○個別ダム検証の進め方等	資－16
○水循環基本計画原案（たたき台）	資－19
○広域的水道整備計画の策定及び改定状況について	資－20
○水道事業における P F I の現在までの導入状況	資－22
○政府によるコンセッション方式導入に向けた動き	資－23
○ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準に 関する省令等の改正について（案）	資－24
○健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報 及び水質事故等に関する情報の提供について	資－31
○「浄水処理対応困難物質」の設定について	資－53

平成27年度水道関係予算案について

平成27年2月
健康局水道課

施設整備費等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 予 算 額 A	平成27年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	(86,821) 40,730	(72,516) 47,305	6,575	116.1
簡 易 水 道	(27,465) 13,853	(16,155) 14,155	302	102.2
上 水 道	(43,590) 11,513	(12,701) 11,201	Δ 312	97.3
指導監督事務費等	(91) 91	(100) 100	9	109.9
災 害 復 旧 費	(752) 350	(561) 350	0	100.0
耐震化等交付金	0	(26,500) 5,000	5,000	—
東日本大震災	(14,923) 14,923	(16,498) 16,498	1,575	110.6
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含 む)を除いた場合	(71,146) 25,457	(55,457) 30,457	5,000	119.6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3)：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算額を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

1. 水道施設整備費補助

255億円（255億円）

ダム等の水道水源開発や病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

2. 生活基盤施設耐震化等交付金

50億円（一億円）

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県（都道府県がとりまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき、耐震化対策等に要する経費の一部を交付）

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

(参考) 平成 26 年度補正予算

水道施設の耐震化対策等 250 億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施する耐震化を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。

○水道施設整備費補助 35 億円

○生活基盤施設耐震化等交付金 215 億円

水道施設災害復旧事業 2 億円

平成 26 年 8 月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

3. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】(復興庁一括計上)

165 億円(149 億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成 27 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助率】80/100~90/100(財政援助法による嵩上げ)、1/2

水道安全対策費等

① 1. 官民連携等基盤強化支援事業費

12 百万円

人口減少や職員数の減少など、厳しい社会環境の下で健全な水道事業を継続するためには、民間の技術・人材の活用が重要であることから、水道事業における官民連携の導入に向けた課題を解決し官民連携方策導入の促進を図る。

(実施主体：国)

② 2. 重要給水施設水道管路強靱化事業費

7 百万円

災害時に重要な拠点となる基幹病院や診療所、大規模な緊急避難所等(重要給水施設)に水道水を供給する管路の耐震化、断水した場合の優先的復旧に係る対応についてガイドラインを作成し、各水道事業体における耐震化計画に反映することにより、重要給水施設のソフト・ハード両面での強靱化を図る。

(実施主体：国)

エネルギー対策特別会計

1. 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(環境省計上)

＜低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業 73 億円の内数(94 億円の内数)＞

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電や太陽光発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

【平成 26 年度公募情報等】<http://lcsa.jp/offering/p2302>(一社)低炭素社会創出促進協会 HP)

2. 水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業(環境省計上)

2.8 億円

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギーについて調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。

平成 2 7 年度水道関係予算案の概要

健康局水道課

(単位：千円)

事 項	平 成 2 6 年 度 予 算 額 A	平 成 2 7 年 度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
1 水道安全対策費等	(139,482) 139,482	(120,095) 120,095	△ 19,387	86.1%
2 施設整備費等	(86,821,000) 40,730,000	(72,516,000) 47,305,000	6,575,000	116.1%
水 道 関 係 予 算 合 計	(86,960,482) 40,869,482	(72,636,095) 47,425,095	6,555,613	116.0%

注：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算額を含む。

(単位：千円)

事 項	平 成 2 6 年 度 予 算 額 A	平 成 2 7 年 度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
1 水道安全対策費等	139,482	120,095	△ 19,387	86.1%
(項) 厚生労働省共通費				
厚生科学審議会（生活環境水道部会）	1,030	1,014	△ 16	98.4%
(項) 水道安全対策費	126,343	106,972	△ 19,371	84.7%
1.日米環境保護協力協定費	1,126	1,126	0	100.0%
2.水道行政強化拡充費	5,394	5,017	△ 377	93.0%
3.水質管理等強化対策費	17,079	14,720	△ 2,359	86.2%
4.水道水源水質対策費	12,068	10,500	△ 1,568	87.0%
5.給水装置等対策費	10,406	9,189	△ 1,217	88.3%
6.新水道ビジョン推進事業費	59,608	54,640	△ 4,968	91.7%
(1)水道産業国際展開推進事業費	30,194	24,572	△ 5,622	81.4%
(2)水道施設再構築計画策定支援事業費	7,068	6,485	△ 583	91.8%
(3)水道水質管理ベンチマーキング推進事業費	5,078	4,432	△ 646	87.3%
(新) (4)官民連携等基盤強化支援事業費	0	11,707	11,707	-
(新) (5)重要給水施設水道管路強靱化事業費	0	7,444	7,444	-
(6)効率的な更新計画検討事業費	6,960	0	△ 6,960	0.0%
(7)水道施設耐震化推進事業費	10,308	0	△ 10,308	0.0%
7.水道施設危機管理体制構築事業費	8,557	0	△ 8,557	0.0%
8.給水装置データベース事業促進費	9,986	9,986	0	100.0%
9.給水装置工事主任技術者国家試験費	2,119	1,794	△ 325	84.7%
(項) 国際機関活動推進費				
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	12,109	12,109	0	100.0%

平成27年度水道施設整備費等予算案の概要

(単位：千円)

事 項	平成26年度 予 算 額 A	平成27年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
2 施設整備費等	(86,821,000) 40,730,000	(72,516,000) 47,305,000		
1.水道施設整備事業調査費	(30,000) 30,000	(30,000) 30,000		
(1)水道施設設置状況等基礎調査	3,598	3,642	44	101.2%
(2)水道施設整備施工技術動向調査	3,850	3,856	6	100.2%
(3)水道におけるアセットマネジメント導入に関する調査	5,848	5,672	△ 176	97.0%
(4)長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査	6,323	6,371	48	100.8%
(5)水資源開発施設の有効利用等に関する調査	4,437	4,531	94	102.1%
(6)水道水源危機管理対策に関する検討調査	5,944	5,928	△ 16	99.7%
2.水道施設整備費補助	(71,112,000) 25,423,000	(28,913,000) 25,413,000		
(1)簡易水道等施設整備費補助	(27,464,593) 13,853,045	(16,155,335) 14,155,335		
水道未普及地域解消事業	(4,449,396) 557,396	(2,159,266) 1,863,266		
簡易水道再編推進事業	(18,010,042) 9,615,860	(10,258,900) 8,887,900		
生活基盤近代化事業	(4,254,131) 2,928,765	(2,981,833) 2,648,833		
閉山炭鉱水道施設整備事業	(19,000) 19,000	(28,000) 28,000		
簡易水道施設整備費（沖縄分）	(732,024) 732,024	(727,336) 727,336		
(2)水道水源開発等施設整備費補助	(43,590,167) 11,512,715	(12,701,259) 11,201,259		
水道水源開発施設整備費	(9,862,632) 781,632	(4,421,760) 3,212,760		
水道水源開発施設整備費（水資源機構分）	(4,344,000) 4,344,000	(4,344,000) 4,344,000		
水道広域化施設整備費	(4,884,000) 344,000	(0) 0		
高度浄水施設等整備費	(1,771,226) 1,771,226	(2,117,535) 1,826,535		
水道水源自動監視施設等整備費	(127,000) 127,000	(0) 0		
ライフライン機能強化等事業費	(20,805,033) 2,348,581	(0) 0		
上水道施設整備費（沖縄分）	(1,796,276) 1,796,276	(1,817,964) 1,817,964		
(3)指導監督事務費補助	(57,240) 57,240	(56,406) 56,406		
3.北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	(1,000) 1,000	(11,000) 11,000		
4.水道施設整備事業調査諸費	(3,000) 3,000	(3,000) 3,000		
5.水道施設災害復旧事業費	(752,000) 350,000	(561,000) 350,000		
① 6.生活基盤施設耐震化等交付金	(0) 0	(26,500,000) 5,000,000		
7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】	(14,923,000) 14,923,000	(16,498,000) 16,498,000		

【平成27年度予算（施設整備費等）府省別計上内訳】

厚生労働省：199億円

内閣府 沖縄：25億円

国土交通省 北海道：26億円、離島・奄美：14億円、水資源機構：43億円

復興庁：165億円

注：施設整備費等については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

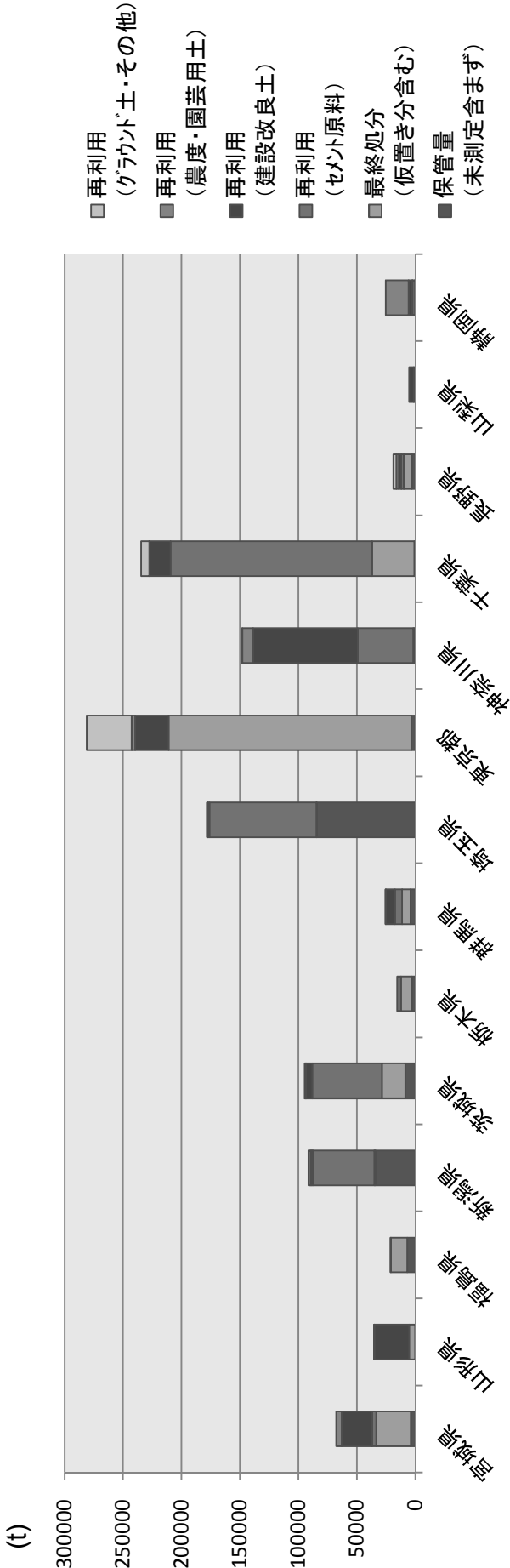
注：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算額を含む。

浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成27年1月9日時点

	保管	最終処分場 に仮置き	最終処分	再利用 (セメント原料)	再利用 (建設改良土)	再利用 (農土・園芸用土)	再利用 (園芸用土)	再利用 (グラウンド土)	再利用 (農土)	再利用 (その他)	計
宮城県	4049		29516	3506	26076		4370				67518
山形県	108		5200		29850	9				35	35202
福島県	7065		13835		467						21366
新潟県	34321		931	52512	773	1288	28			1489	91342
茨城県	8680		19952	59590	5299		9			1163	94693
栃木県	3098		9090	3314							15501
群馬県	4289		7058	6087	7869					147	25450
埼玉県	84250		308	91559	1190	728				235	178269
東京都	3515		207418		28671		2742	413		38331	281090
神奈川県	1205		672	47434	89489	470	8210		470	10	147959
千葉県	985		36052	172345	17892	40		3658	348	3042	234363
長野県	3024		6922	2190	1989	101			2028	2599	18854
山梨県	1342				4171						5513
静岡県	413	21	1941	396	3008	9876	9493				25149
全体	156345	21	338895	438934	216743	12512	24852	4071	2846	47051	1242269



原子力損害賠償について

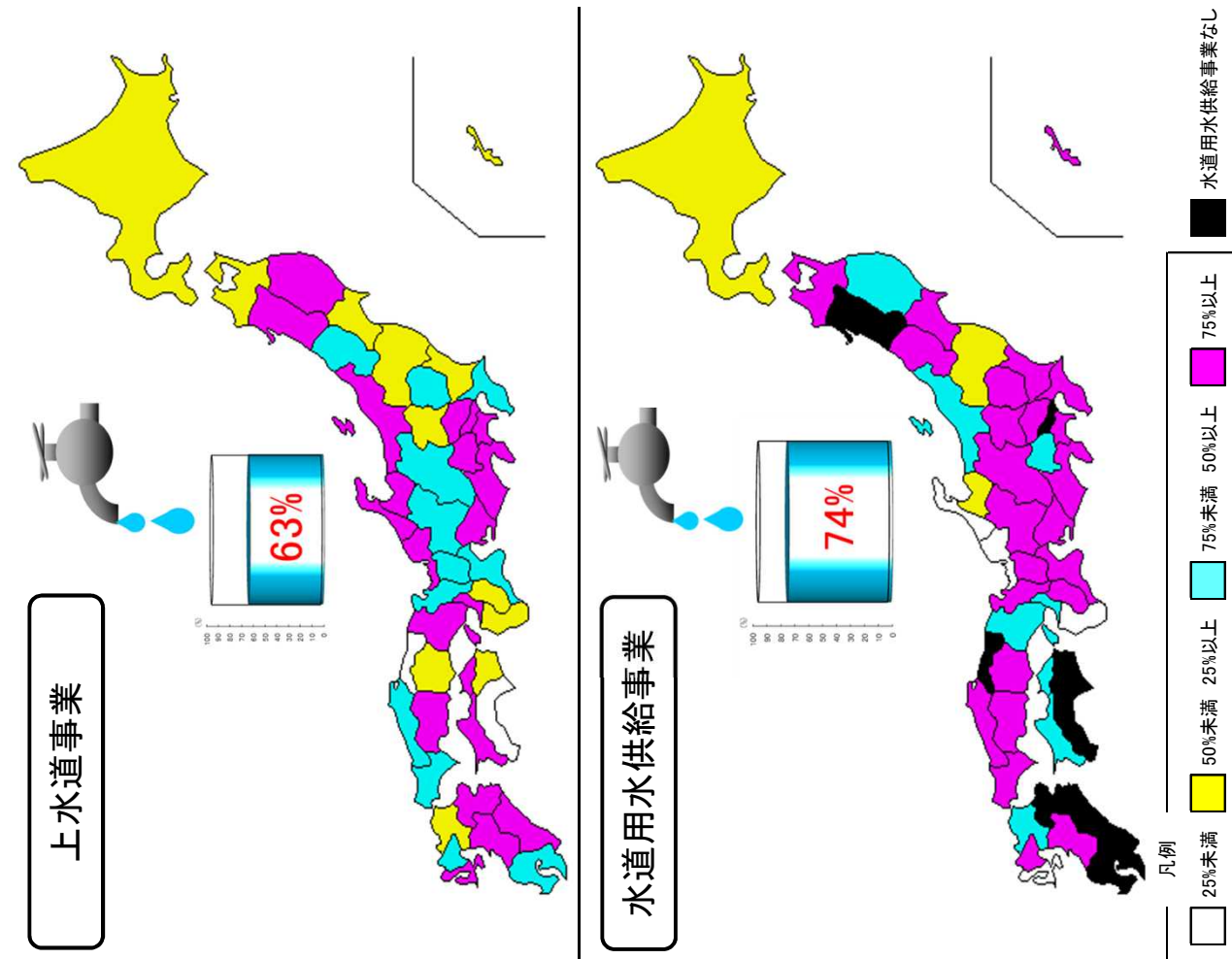
- 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

厚生労働省水道課 事務連絡		賠償の対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	【1回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	【賠償対象】検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲）
H24 8.30	【2回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	【3回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始(3回目)について	H24年 3月末	減収分(逸失利益)及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	【4回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始(4回目)について	H24年度 発生分	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方
H26 3.20	【5回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成25年度分に係る請求の受付開始(5回目)について	H25年度 発生分	平成25年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H26 10.23	平成27年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H27年度 以降	水道水のモニタリング回数に関する賠償対象の考え方

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能

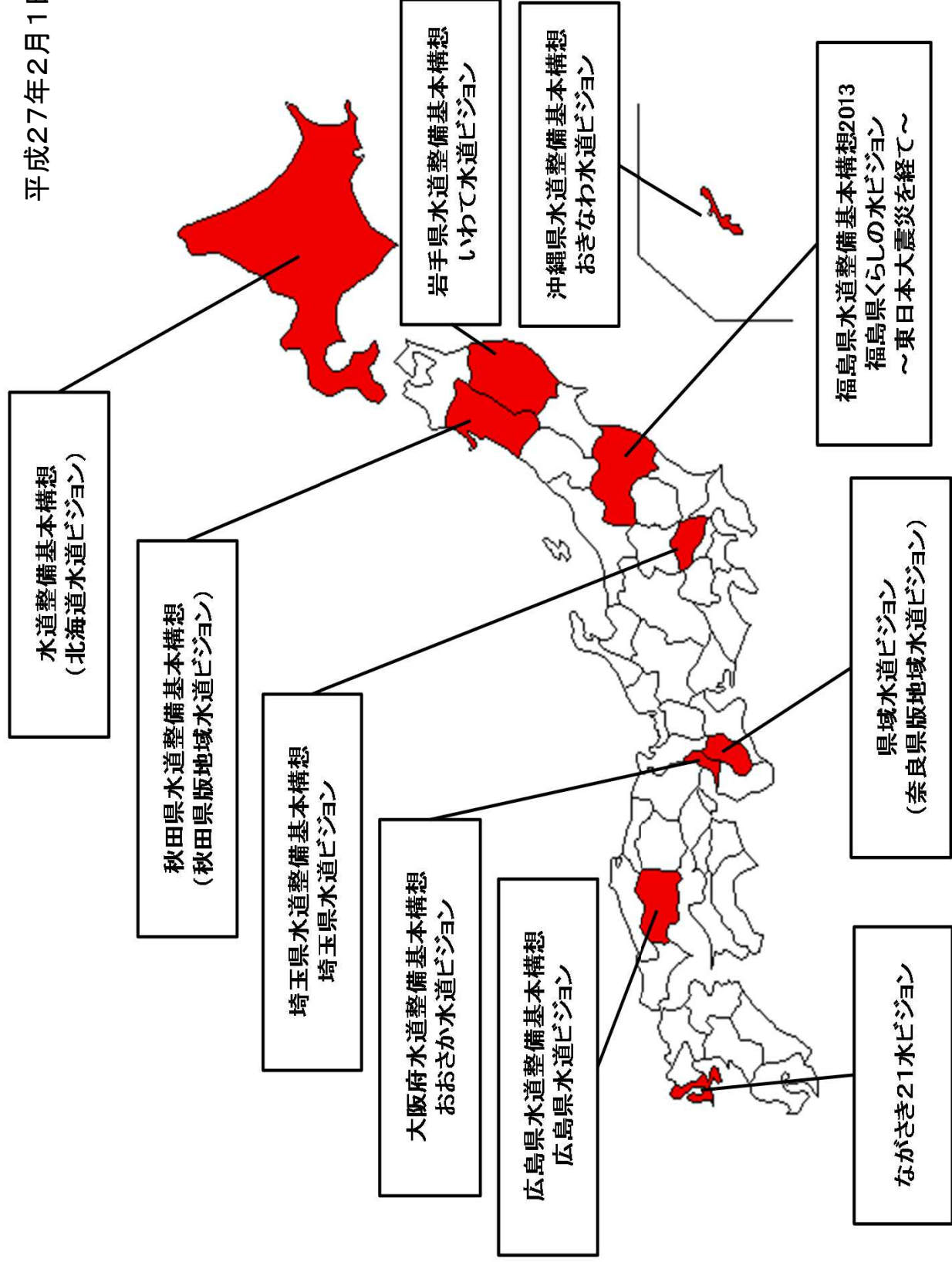
都道府県別水道事業ビジョン策定状況

都道府県		上水道事業				水道用水供給事業			
		事業数	ビジョン策定済数	割合(%)	事業数	ビジョン策定済数	割合(%)	事業数	ビジョン策定済数
01	北海道	100	30	30	5	2	40		
02	青森県	27	10	37	1	1	100		
03	岩手県	28	21	75	2	1	50		
04	宮城県	33	9	27	2	2	100		
05	秋田県	23	21	91	0	0	—		
06	山形県	28	15	54	4	4	100		
07	福島県	37	16	43	3	1	33		
08	茨城県	45	21	47	4	4	100		
09	栃木県	34	17	50	2	2	100		
10	群馬県	31	15	48	4	4	100		
11	埼玉県	61	50	82	1	1	100		
12	千葉県	44	29	66	6	6	100		
13	東京都	6	5	83	0	0	—		
14	神奈川県	20	15	75	1	1	100		
15	新潟県	33	30	91	3	2	67		
16	富山県	12	10	83	4	1	25		
17	山梨県	19	18	95	1	0	0		
18	福島県	16	12	75	2	0	0		
19	山梨県	17	13	76	2	1	50		
20	長野県	64	32	50	4	3	75		
21	岐阜県	43	30	70	1	1	100		
22	静岡県	39	34	87	4	4	100		
23	愛知県	43	36	84	1	1	100		
24	三重県	26	15	58	2	2	100		
25	滋賀県	23	16	70	1	1	100		
26	京都府	24	15	63	1	1	100		
27	大阪府	43	33	77	2	1	50		
28	兵庫県	45	38	84	4	2	50		
29	奈良県	28	11	39	1	1	100		
30	和歌山県	25	11	44	2	0	0		
31	鳥取県	14	2	14	0	0	—		
32	島根県	13	9	69	2	2	100		
33	岡山県	23	10	43	4	4	100		
34	広島県	18	15	83	3	3	100		
35	山口県	15	11	73	1	1	100		
36	徳島県	19	7	37	0	0	—		
37	香川県	16	16	100	2	1	50		
38	愛媛県	33	33	100	2	1	50		
39	高知県	18	4	22	0	0	—		
40	福岡県	50	21	42	6	4	67		
41	佐賀県	17	10	59	2	2	100		
42	長崎県	32	32	100	1	0	0		
43	熊本県	29	25	86	1	1	100		
44	大分県	16	15	94	0	0	—		
45	宮崎県	22	17	77	0	0	—		
46	鹿児島県	37	19	51	0	0	—		
47	沖縄県	25	12	48	1	1	100		
合計		1,414	886	63	95	70	74		



都道府県水道ビジョン策定状況

平成27年2月1日現在



都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）の策定及び改定状況について

平成27年2月1日現在

都道府県名	ビジョン（構想）名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	水道整備基本構想 ★ 北海道水道ビジョン～地域編～	H 24	H 42	S53→S61→H22→H24
青 森	青森県水道整備基本構想	H 13	H 35	S53→S54→S56→H13
岩 手	岩手県水道整備基本構想 ★	H 21	H 40	S57→S63→H13→H21
宮 城	南部水道広域圏 北部水道広域圏（石巻ブロック）	S 51 S 55	H 7 H 12	
秋 田	秋田県水道整備基本構想 ★	H 20	H 32	H4→H20
山 形	水道整備基本構想	S 53	H 17	
福 島	福島県水道整備基本構想2013 ★ 福島県くらしの水ビジョン ～東日本大震災を経て～	H 25	H 32	S52→S56→H5→H17 →H25
茨 城	茨城県水道整備基本構想21	H 13	H 32	
栃 木	栃木県水道整備基本構想	S 58	H 12	
群 馬	群馬県水道整備基本構想	S 52	H 7	
埼 玉	埼玉県水道整備基本構想 ★	H 22	H 42	S51→S61→H15→H22
千 葉	広域的整備基本構想	S 52	H 17	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	H 12	H 27	S55→H12
新 潟	新潟県水道整備基本構想	S 52	H 17	
富 山	富山県水道整備基本構想	S 57	H 12	
石 川	石川県水道整備基本構想	H 12	H 27	S54→S62→H12
福 井	福井県水道整備基本構想	S 55	H 17	
山 梨	山梨県水道整備基本構想	S 54	H 12	
長 野	長野県水道整備基本構想	S 54	—	
岐 阜	岐阜県水道整備基本構想	H 18	H 39	S55→H4→H18
静 岡	静岡県水道整備基本構想	S 52	H 7	
愛 知	愛知県水道整備基本構想	H 18	H 32	S55→H1→H11→H18
三 重	三重県水道整備基本構想	H 4	H 22	S52→S59→H4
滋 賀	滋賀県水道整備基本構想	H 7	H 27	S51→H7
京 都	京都府水道整備基本構想	S 55	H 12	
大 阪	大阪府水道整備基本構想 ★	H 23	H 42	S54→H2→H23
兵 庫	兵庫県水道整備基本構想	H 11	H 27	S53→H11
奈 良	県域水道ビジョン ★	H 23	—	S58→H12→H23
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	S 60	H 17	
鳥 取	鳥取県水道整備基本構想	H 2	H 22	
島 根	島根県水道整備基本構想	H 1	H 22	S54→H1
岡 山	岡山県水道整備基本構想	H 14	H 37	S60→H7→H14
広 島	広島県水道整備基本構想（第2次）★	H 22	H 32	S52→H13→H22

平成27年2月1日現在

都道府 県名	ビジョン（構想）名称	策定 年度	目標 年度	改定履歴
山 口	山口県水道整備基本構想	S 60	H 17	
徳 島	徳島県水道整備基本構想	H 13	H 27	H2→H13
香 川	香川県水道整備基本構想	H 10	H 28	S55→H10
愛 媛	愛媛県水道整備基本構想	H 5	H 22	S53→H5
高 知	高知県水道整備基本構想	S 61	H 17	
福 岡	福岡県水道整備基本構想	H 2	H 20	S53→H2
佐 賀	広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏）	S 51	H 7	
長 崎	ながさき21水ビジョン ★	H 23	H 37	S59→H7→H23
熊 本	熊本県水道整備基本構想	H 9	H 25	S56→H9
宮 崎	宮崎県水道整備基本構想	S 56	H 12	
沖 縄	沖縄県水道整備基本構想 ★	H 24	H 42	S59→H3→H24

(44 道府県 45 構想)

■：目標年度に到達又は超過した構想（23 府県 24 構想）

★：都道府県水道ビジョンとして位置づけられているもの（10 構想）

新水道ビジョンの策定を踏まえ、積極的な見直し・策定をお願いします。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

平成27年1月30日(閣議決定)

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(7) 水道法(昭32 法177)

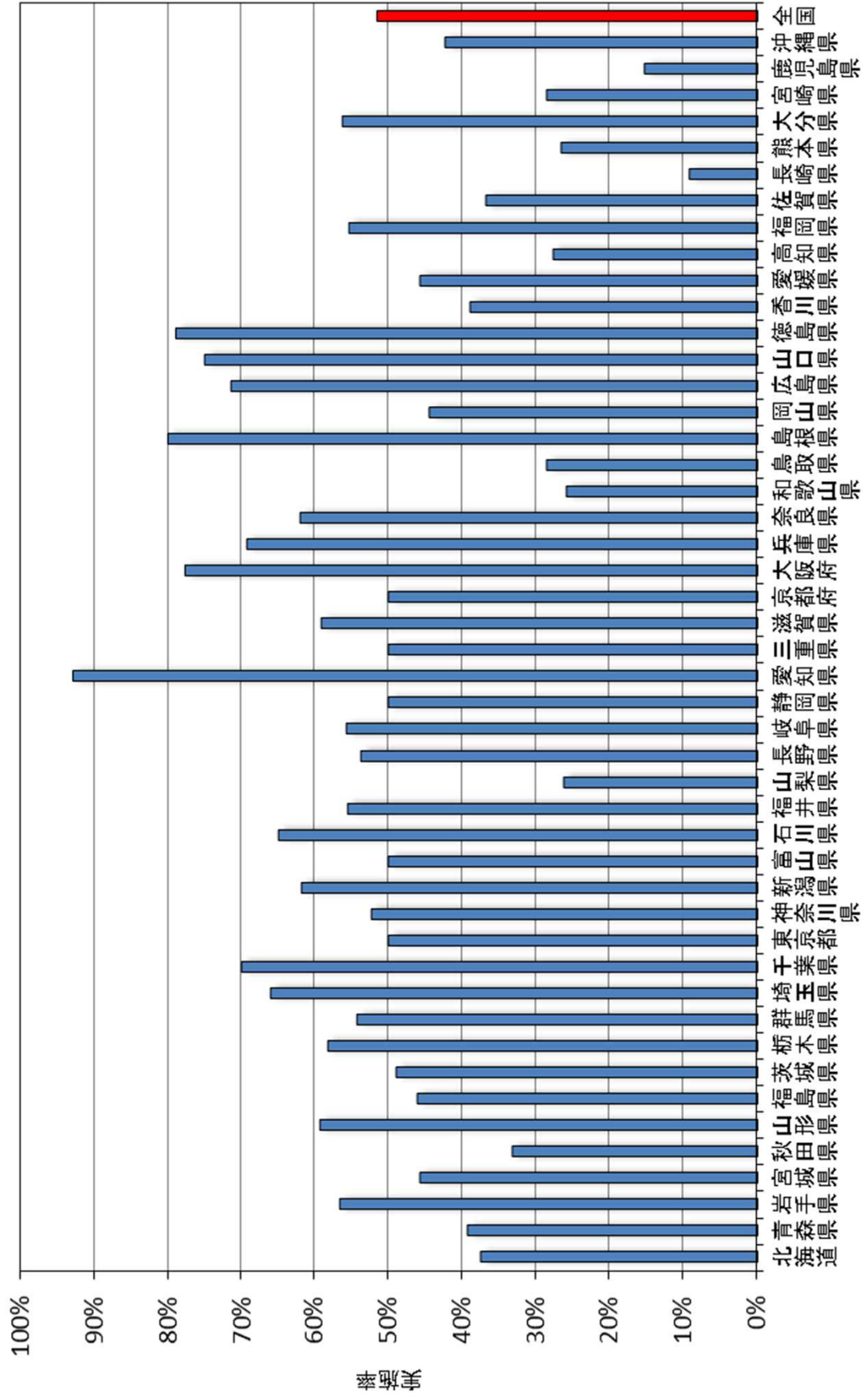
以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

- ・水道事業の認可(6条1項)
- ・水道事業の認可に係る附款(9条1項)
- ・水道事業の変更に係る認可、附款及び届出(10条1項から3項(2項において準用する9条1項を含む。))
- ・水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(11条)
- ・水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(31条において準用する11条)
- ・水道事業に係る給水開始前の届出(13条1項)
- ・水道用水供給事業に係る給水開始前の届出(31条において準用する13条1項)
- ・水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可(14条5項及び6項)
- ・水道事業に係る業務委託の届出(24条の3第2項)
- ・水道用水供給事業に係る業務委託の届出(31条において準用する24条の3第2項)

- ・水道用水供給事業の認可(26条)
- ・水道用水供給事業の認可に係る附款(29条1項)
- ・水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出(30条1項から3項(2項において準用する29条1項を含む。))
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し(35条)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等(36条1項及び2項)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令(37条)
- ・水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令(38条)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査(39条1項)
- ・二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告(当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。)(41条)
- ・水道事業に係る地方公共団体(都道府県が当事者である場合を除く。)による買収の認可及び裁定(42条1項及び3項)

都道府県別アセットマネジメントの実施状況(H25)

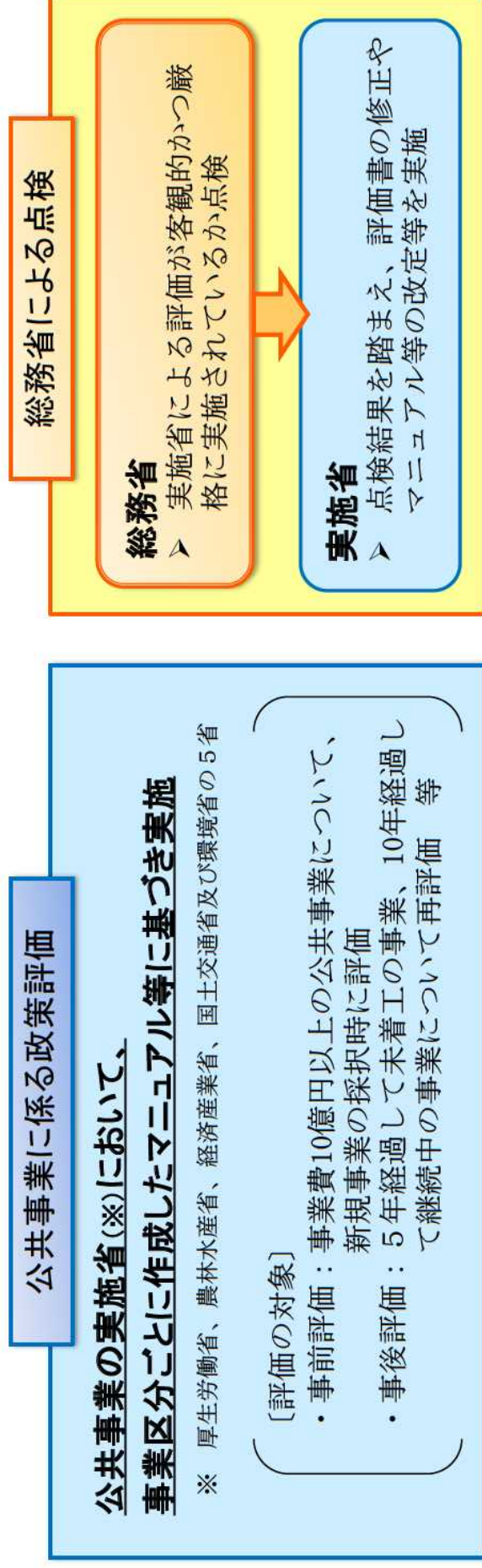


(平成26年1月末時点)

注) 実施率には実施中も含まれる

総務省による政策評価の点検について(1/2)

□ 点検の仕組み



□ 点検対象の事業区分・評価書

平成25年度は13事業区分133件を点検（事業区分・評価書件数は3ページ参照）

⇐ 1,056件（※1）の評価書のうち、13事業区分（※2）の評価書270件から133件を抽出（※3）

- ※1 平成24年6月から25年5月末までの1年間に総務大臣に送付された評価書の総件数
- ※2 平成22年度から25年度までの4年間で全事業区分の点検を行うことを原則として、毎年度、点検対象とする事業区分を選定
- ※3 事業区分ごとに、特定の地域に偏らないこと等を考慮して点検対象とする評価書を抽出

総務省による政策評価の点検について(2/2)

(別表)

平成25年度の点検結果(一覧)

(単位:件)

府省名	事業区分名	点検対象 とした 評価書の 件数	個別の評価に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘			
			指摘した 評価書の 件数	類型別件数(延べ数)	①便益に 関するもの	②費用に 関するもの	③マニュアル 等の内容	④マニュアル 等の運用
今回公表(第二次)	農林水産省	3	1	1	—	—	1	2
	民有林直轄治山事業	3	2	2	—	—	1	1
	直轄地すべり防止事業	2	—	—	—	—	1	1
	国土交通省	11	—	—	—	—	—	1
公表済み(第一次)	小計	19	3	3	—	—	3	5
	厚労労働省	33	5	6	2	—	—	—
	国営かんがい排水事業	14	—	—	—	—	—	—
	国営総合農地防災事業	1	—	—	—	—	—	—
農林水産省	農業水利施設保全合理化事業(※)	9	2	2	—	—	—	—
	地すべり対策事業(※)	3	3	3	3	—	—	—
	水源林造成事業	30	—	—	—	—	1	4
	ダム事業	19	—	—	—	—	1	—
国土交通省	砂防事業等	4	—	—	—	—	—	—
環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(※)	1	1	2	2	—	—	—
小計	9事業区分	114	11	13	7	2	4	—
				20	—	—	6	—
合計	13事業区分	133	14	16	7	5	9	—
				23	—	—	14	—

(注)1 個別の評価書に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価書があることから、評価書14件に対して延べ23件となっている。

2 点検した結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

3 「※」を付した事業区分については、既に全ての評価書が修正済みとなっている。

出典:平成25年度 公共事業に係る政策評価の点検結果(総務省)

事業評価の適正な水需要予測の実施

事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

■マニュアル^(※)では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。

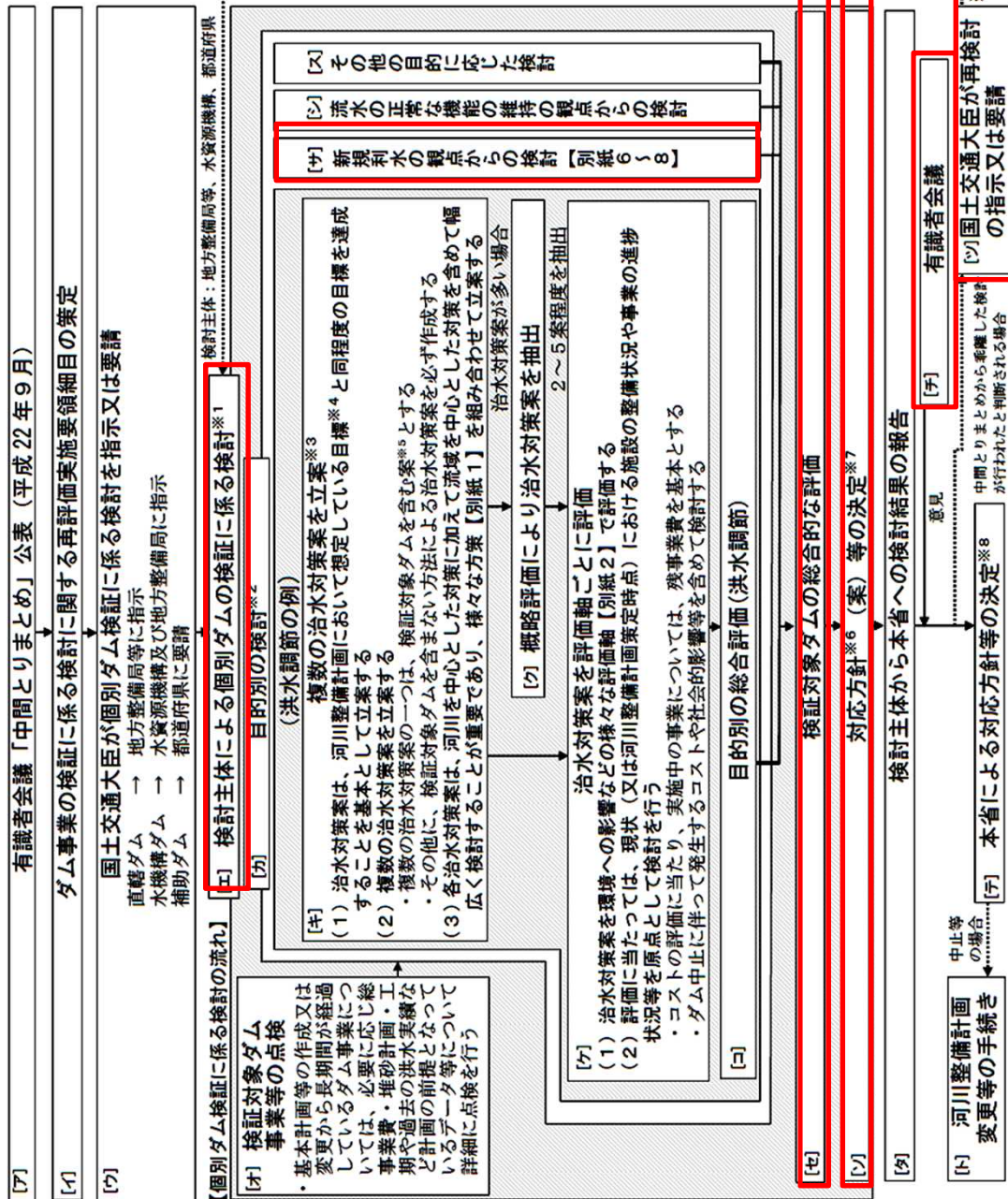
■また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。

- ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
- ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計

■事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

※「水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年7月改訂）」

個別ダム検証の進め方等(1/3)



【ナ】

【検証の進め方のポイント】

検証に係る検証に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検証主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

① 「関係地方公共団体からなる検証の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検証内容の認識を深め検討を進める※9

② 検証過程においては、「関係地方公共団体からなる検証の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う

③ 学識経験者有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検証主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。

事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び対応すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

個別ダム検証の進め方等(2/3)

1月末現在、83事業のうち、67事業で検証が済み(46事業が継続、21事業が中止)、16事業が検証中

検証対象	直轄	機構	補助	合計
継続	25 16 新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぽんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、八ツ場ダム(関東地方整備局)、新丸山ダム(中部地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)、本明川ダム(九州地方整備局)、鳴瀬川総合開発(東北地方整備局)、鳥海ダム(東北地方整備局)、霞ヶ浦導水(関東地方整備局)	5 2 小石原川ダム、川上ダム	53 28 厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、鳥羽河内ダム(三重県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、波積ダム(島根県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、花川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、川内沢ダム(宮城県)、矢原川ダム(島根県)、木屋川ダム再開発(山口県)	83 46
中止	5 戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)、利根川上流ダム群再編(関東地方整備局)	0	16 奥戸生活貯水池(青森県)、筒砂子ダム(宮城県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)、有田川総合(佐賀県)	21

※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成(1月末時点)

個別ダム検証の進め方等(3/3)

ダム検証に関係する水道事業者におかれては、事務連絡(平成22年9月30日)を踏まえ、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

事務連絡
平成22年9月30日

各都道府県水道行政担当部(局)
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。
国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(以下、中間とりまとめ)が策定されました。
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinorikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課
中須賀、山田

電話03(5253)1111 内線4010、4014

別添

個別ダムの検証にあたってのお願い

中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業(以下、検証ダム)について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対して、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針(案)等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業(中止や撤退の場合も含む)や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申し上げます。

水循環基本計画原案(たたき台)

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 水循環基本計画の位置づけ、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
(貯留・涵養機能の維持向上)
(健全な水循環に関する教育の推進等)
(水循環政策の推進に必要な調査の実施と科学技術の振興)
(水循環に関わる人材の育成)
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 2 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
(安全で良質な水の確保)
(水インフラの戦略的な維持管理・更新)
(水の効率的な利用と有効利用)
(持続可能な地下水の保全と利用の推進)
(災害への対応)(危機的な渇水への対応)(地球温暖化への対応)
- 3 水の利用における健全な水循環の維持
(水環境)(水循環と生態系)(水辺空間の保全・回復・創出)
(水文化の継承・再生・創出)
- 4 流域における総合的かつ一体的な管理
(流域連携の推進)
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進
(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ一体的に講ずべき施策

- 1 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み
(流域の範囲)(流域の総合的かつ一体的な管理の考え方)
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
(森林)(河川)(農地)(都市)

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

- (1) 安定した水供給・排水の確保等
ア 安全で良質な水の確保 イ 災害への対応 ウ 危機的な渇水への対応
- (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
ア 地下水マネジメント イ 体制の整備
ウ 施策推進の実効性を確保するための方策
- (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- (4) 水の効率的な利用と有効利用
ア 水利用の合理化 イ 雨水・再生水の利用促進 ウ 節水
- (5) 水環境 (6) 水循環と生態系 (7) 水辺空間 (8) 水文化
ア 適応策 イ 緩和策
- 4 流域連携の推進等
(1) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
(2) 流域水循環計画 (3) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
(4) 流域水循環計画策定推進のための措置
- 5 健全な水循環に関する教育の推進等
(1) 水循環に関する教育の推進
(2) 水循環に関する普及啓発活動の推進
- 6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 7 水循環政策の推進に必要な調査の実施
(1) 流域における水循環の現状に関する調査
(2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査
- 8 科学技術の振興
- 9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
(1) 国際連携 (2) 国際協力 (3) 水ビジネスの海外展開
- 10 水循環に関わる人材の育成
(1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために必要なその他の事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表
※H27.2.5 水循環政策本部
事務局公表資料をもとに作成
- 4 事務局機能の充実

広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成 27 年 2 月 1 日現在

都道府 県名	計画名称	策定 年度	目標 年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H 16	H 42	H6→H16
	石狩西部地域 〃	H 13	H 47	H3→H13
	空知北部地域 〃	H 17	H 42	S53→S58→H7→H17
	十勝地域 〃	S 56	H 12	
青 森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H 20	H 35	S54→H5→H20
	八戸圏域 〃	S 60	H 17	
岩 手	中部圏域広域的水道整備計画	H 24	H 40	S58→H24
	胆江圏域 〃	H 22	H 40	H1→H22
宮 城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S 51	H 7	
	石巻地方 〃	S 54	H 12	
山 形	置賜地域広域的水道整備計画	S 62	H 17	S53→S62
	村 山 〃	S 51	H 7	
	最上地域 〃	S 55	H 17	
	庄内地域 〃	S 60	H 17	S55→S60
福 島	会津地域広域的水道整備計画	S 56	H 12	
	県北ブロック 〃	S 60	H 12	
	県南ブロック 〃	H 8	H 33	S62→H8
	浜通り地域 〃	H 4	H 17	
茨 城	県中央地域広域的水道整備計画	S 59	H 12	
	鹿行地域 〃	H 3	H 22	
	県南地域 〃	S 53	H 12	
	県西地域 〃	S 54	H 12	
栃 木	県央地域広域的水道整備計画	S 58	H 12	
群 馬	県央地域広域的水道整備計画	S 52	H 7	
	東部地域 〃	S 60	H 12	
埼 玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H 15	H 27	H2→H15
	秩父広域水道圏 〃	H 22	H 42	
千 葉	西部圏域広域的水道整備計画	S 55	H 7	
	東部圏域 〃	S 58	H 12	
	南部圏域 〃	H 2	H 22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→H12
新 潟	新潟地域広域的水道整備計画	S 53	H 17	
	魚沼地域 〃	S 54	H 17	
	上越地域 〃	S 53	H 17	
石 川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→S62→H12
福 井	南越地域広域的水道整備計画	S 57	H 17	

平成27年2月1日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
山 梨	中央地域広域の水道整備計画	H 4	H 17	H5→H6
	峡北地域	S 55	H 12	
	東部地域	H 6	H 18	
長 野	上伊那圏域広域の水道整備計画	S 55	H 12	
岐 阜	岐阜東部広域の水道整備計画	H 17	H 39	S62→H6→H17
静 岡	大井川地域広域の水道整備計画	H 6	H 25	S53→H6
	遠 州 地 域	H 5	H 20	S54→H5
愛 知	愛知地域広域の水道整備計画	H 18	H 27	S55→H1→H11→H17→H18
三 重	北部広域圏広域の水道整備計画	H 19	H 30	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏	H 9	H 30	
	南部広域圏	H 22	H 32	S52→S58→S63→H22
滋 賀	湖南水道広域圏に係る広域の水道整備計画	H 22	H 27	S52→H7→H22
京 都	京都南部地域広域の水道整備計画	S 60	H 12	
大 阪	大阪府広域の水道整備計画	H 22	H 27	S55→H2→H12→H18→H22
兵 庫	南部地域広域の水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H 11	H 27	S54 H1 } →H11
奈 良	奈良県北部地域広域の水道整備計画	H 12	H 41	S58→H12
島 根	東部地域広域の水道整備計画	H 4	H 25	
	中部地域	S 54	H 12	
岡 山	岡山県広域の水道整備計画	H 17	H 27	S60→H3→H14→H16→H17
広 島	広島圏域広域の水道整備計画	S 56	H 7	S52→S56
	備後圏域	H 3	H 22	S57→H3
山 口	東部圏域広域の水道整備計画(柳井・大島ブロック)	S 60	H 22	
香 川	香川県広域の水道整備計画	H 10	H 22	S55→H10
愛 媛	宇和島市外1市8町広域の水道整備計画	S 54	H 12	S53→S54
福 岡	福岡地域広域の水道整備計画	H 18	H 32	S55→H9→H18
	筑後地域	H 14	H 32	S57→H14
	田川地域	H 2	H 17	
	京築地域	H 2	H 17	
佐 賀	広域の水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 51	H 7	S60→H14
	佐賀西部地域広域の水道整備計画	H 14	H 28	
長 崎	長崎県南部広域の水道整備計画	H 11	H 27	
熊 本	環不知火海圏域広域の水道整備計画	H 9	H 25	

(36道府県、68地域で策定)

：目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、43地域)

水道事業におけるPFIの現在までの導入状況（12件）

事業名	金町浄水場常用発電 PFIモデル事業	朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業	寒川浄水場排水処理施設特定事業
事業概要	電力及び蒸気供給等	電力及び蒸気供給等	脱水ケークの再生利用等
事業主体	東京都水道局	東京都水道局	神奈川県企業庁
事業規模	約253億円	約540億円	約150億円
開始時期	H12～（20年間）	H16～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BOO	BOO	BTO
事業名	大久保浄水場排水処理施設等 整備・運営事業	ちば野菊の里浄水場 排水処理施設（PFI事業）	知多浄水場始め4浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	発生土の有効利用等	発生土の有効利用等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	埼玉県企業局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約242億円	約90億円	約95億円
開始時期	H20～（20年間）	H19～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	川井浄水場再整備事業	北総浄水場排水処理施設設備 更新等事業	豊田浄水場始め6浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	膜ろ過施設の設計・施工・運転等	排水処理施設の更新・維持・運転等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	横浜水道局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約265億円	約76億円	約138億円
開始時期	H26～（20年間）	H23～（20年間）	H23～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	夕張市上水道第8期拡張計画 に係るPFI事業	男川浄水場更新事業	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び 常用発電等施設整備・運営事業
事業概要	新浄水場の設計・施工・運転等	新浄水場の建設・保守点検等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	夕張市	岡崎市水道局	愛知県企業庁
事業規模	約48億円	約110億円	約89億円
開始時期	H24～（20年間）	H30～（20年間）※25契約締結	H27～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
（各水道事業者のホームページ、実施方針、特定事業の選定、事業者選定結果等より抜粋）			

政府によるコンセッション方式導入に向けた動き

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を明記。

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る

水質基準に関する省令等の改正について（案）

1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）において了承された、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり関係する省令等を改正する。

（１）水質基準の改正について

平成 26 年 7 月 30 日付けで食品安全委員会に対し、水道により供給される水の水質基準を改正すること（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）について意見を求め、平成 26 年 10 月 7 日付けで食品安全委員会より食品健康影響評価について通知された（参考 1）。これに基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を表 1 のとおり改正する。

なお、クロロ酢酸についても併せて食品安全委員会より食品健康影響評価について通知されたが（TDI=3.5 μ g/kg 体重/日）、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）での審議時と同値であり、対応方針（現行値どおり 0.02mg/L を維持すること）に変更はない。

表 1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の改正案

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下

（２）水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）を表 2 のとおり改正する。

表 2 フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下

2. 意見募集の実施

水質基準の改正及び水質管理目標設定項目の見直しについて意見募集を行ったところ、「水質基準に関する省令の一部改正案に関する意見の募集について」に対し1件、「水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について」に対し1件の意見の提出があった。詳細については、別紙に示すとおり。

3. 今後の予定

1（1）に掲げる省令及び（2）に掲げる通知の改正を行い、いずれも平成27年4月1日から施行する。



府 食 第 7 7 5 号
平成 2 6 年 1 0 月 7 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 2 6 年 7 月 3 0 日付け厚生労働省発健第 0 7 3 0 第 4 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 3 条第 2 項の規定に基づき通知します。なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

なお、併せて関連物質であるクロロ酢酸についても審議を行ったので別添のとおり報告します。

記

クロロ酢酸：耐容一日摂取量を $3.5 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。

ジクロロ酢酸：非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.5 \mu\text{g/kg}$ 体重/日、

発がん性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.9 \mu\text{g/kg}$ 体重/日、

発がんユニットリスクを $7.8 \times 10^{-3} /(\text{mg/kg}$ 体重/日)とする。

トリクロロ酢酸：耐容一日摂取量を $6 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。

水質基準に関する省令の一部改正案及び水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見募集の結果とその対応について（案）

1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を改正すること及び健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）の水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直すことについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

2. 寄せられた意見数

水質基準に関する省令の一部改正案について 1 件、水質管理目標設定項目の見直し案について 1 件の意見が提出がされた。

3. 意見に対する考え方

それぞれの意見に対する考え方を、水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見を別表 1 に、水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見を別表 2 に整理した。

水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見と、意見に対する考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	検査法	ハロ酢酸測定を LC/MS/MS 法で行う場合、告示に示されたトリクロロ酢酸のプリカーサーイオン（161, 207）とプロダクトイオン（117）では十分な感度が得られないが、プリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を使用することで、感度が十分に得られ、同時測定している他の 2 項目についても良好な結果を得ることができる。 トリクロロ酢酸のプリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を追加していただくか、妥当性評価の結果が問題なければどのイオンを使用してもいいように告示の内容を変更して頂きたい。（1 件）	今回の意見募集の直接の対象ではありません。 なお、別表第 17 の 2 表 1 のモニターイオンの例は、提案検査法の審査において確認されたモニターイオンを例として示したもので、検査機関において、妥当性が確認されたモニターイオンを使用することは差し支えありません。

水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見と、意見に対する当省の考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	目標値	厚生科学審議会生活環境水道部会資料では、農薬類の新評価値の算出において、1 日 2L 摂取、体重 50kg と設定しているが、もっと多く水道水を摂取する人、もっと体重が軽い人は、それほど珍しくないので、設定を変えて算出し直すか、または少なくとも 1 日 2L 摂取、体重 50kg という設定の根拠を示すべきではないか。 （1 件）	一日当たりの水摂取量及び消費者の体重は両方とも変動することから、評価値を決定するためにはいくつかの仮定を適用する必要がある、1 日に飲用する水の量 2 リットル、人の体重 50kg の条件のもとで評価値を算出しているものです。 これは、WHO 等が飲料水の基準設定にあたって広く採用している方法を基本としています。 なお、体重については、平成 26 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 4 をご参照ください。（別添 参考） http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf

曝露評価に用いる体重について

1. 検討の背景

平成26年2月20日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農薬等の曝露評価に用いる平均体重を、53.3kgから国民平均：55.1 kg、高齢者（65 歳以上）：56.1 kg、妊婦：58.5 kg、小児（1～6 歳）：16.5 kg に変更する旨の報告がなされ、3月18日の同部会から、新しい平均体重を用いて曝露評価を行っている。それにあわせる形で、食品安全委員会でも食品健康影響評価に用いる体重を原則として統一することとしている。

2. 水道における評価値の算出方法

評価値の算定に当たっては、WHO等が飲料水の水質基準設定に当たって広く採用している方法を基本とし、食物、空気等他の曝露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基として設定している。

具体的には、閾値があると考えられる物質については、基本的には

- ・ 1日に飲用する水の量を2L

- ・ 人の平均体重を50kg（WHOでは60kg）

- ・ 水道水由来の曝露割合として、TDIの10%（消毒副生成物は20%）を割り当てとする条件の下で、対象物質の1日曝露量がTDIを超えないように評価値を算出している。ただし、物質によっては異なる曝露シナリオを用いている場合がある。

一方、閾値がないと考えられる物質については、VSD又はリスク評価をもとに評価値を設定している。

3. 今後の方針（案）

評価値を算出するための曝露評価に用いる体重については、下記の理由から現状の50kgを維持することとしたい。

- ① 他の定数（摂取量、寄与率）はそれほど精緻にとられていない。
- ② もともとリスク評価は、有効 1 桁程度の精度で運用している。
- ③ 現在用いている50kgについては、安全側の評価となっている。

ただし、今後食品健康影響評価に用いる平均体重が更に変化していく場合には、再度検討の場を設け、曝露評価に用いる体重を検討していくこととしたい。

健水発1025第1号
平成25年10月25日
(最終改正平成26年3月31日)

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部(局)長 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知(以下「平成14年課長通知」という。))により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」(昭和54年3月23日付け環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知(以下「昭和54年部長通知」という。))により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記2つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成19年6月19日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡(以下「平成19年事務連絡」という。))により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します(別紙)。引き続き、下記1.のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記2.～6.のとおり情報提供をお願いします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いたいただくようお願いいたします。

なお、平成 14 年課長通知及び平成 19 年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度 4 以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害

が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（自然災害関係担当）

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（渇水による断減水担当）

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中的ガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

〔給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。〕

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）

水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合

- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）

【様式】

- ・別添４のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：０３－３５９５－２３６８）
- ③連絡がつきにくい場合等はＦＡＸ（０３－３５０３－７９６３）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： ０９０－２４６０－６９９３
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

６．断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

（１）水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記４．に従って、水質異常が発生した場合は上記５．に従って、必要な措置をとられるようお願いします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：０３－３５９５－２３６８）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（０３－３５０３－７９６３）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： ０９０－２４６０－６９９３
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

（２）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第３版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記４．に従って、水質異常が発生した場合は上記５．に従って、必要な措置をとられるようお願いします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：０３－３５９５－２３６８）

③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

飲料水健康危機管理実施要領

平成 9 年 3 月制定

(平成 11 年 12 月一部改定)

(平成 12 年 3 月一部改定)

(平成 13 年 3 月一部改定)

(平成 14 年 6 月一部改定)

(平成 25 年 10 月一部改定)

厚生労働省健康局

I 総則

(1) この実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めるものである。

(2) この要領において飲料水とは次の 3 種のものをいう。

- 1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく種々の規制が適用される水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、本要領において「水道事業者等」という。）並びに簡易専用水道設置者により供給される水道水（以下、本要領において「水道水」という。）
- 2) 規模が小さいことなどから水道法による規制が適用されない 1) 以外の水道により供給される水（以下、本要領において「小規模水道水」という。）
- 3) 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水（以下、本要領において「井戸水等」という。）

なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）により措置が講じられるものであるため、本要領の対象とはしていない。

(3) 水道法の水道水質基準は、小規模水道水を含めて、水道から供給される水全てに適用されるものである。また、小規模水道水や井戸水等については、厚生労働省の示す衛生対策要領を参考に、地方公共団体により地域の実情に応じた規制等が行われている。

そのため、本要領では、水道水のみならず小規模水道水や井戸水等を含めて、健康危険情報を入手した際に厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について定めるものである。

- (4) 本要領においては、我が国の大部分の国民の飲料水となっている水道水について、水道水源から取水した水道原水の水質の異常（放射性物質による水質の異常を含む）又は水道施設において生じた事故等による汚染が原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危険情報を入手した際に、厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(参考)

本要領において定めるところとは別に、厚生労働省においては、飲料水を経由して摂取する物質及び微生物による健康危険に関する新しい情報の収集及び調査研究並びに水道原水水質保全対策の強化及び高度な浄水施設の整備などの、飲料水に係る健康リスクをできるだけ下げるための施策を推進することとする。

- (5) なお、地震、豪雨等の災害や渇水に起因して、飲料水の供給が不足すること等により、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる厚生労働省における対応については、別途厚生労働省が定める「厚生労働省防災業務計画」及び「厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱」において規定する「厚生労働省水道渇水対策本部」の決定等に基づくこととする。

Ⅱ 健康局水道課等における対応

1. 情報の収集

- (1) 健康局は、飲料水に係る健康危険情報を入手したときは、水道課を情報収集の中心として、さらに詳細な健康危険情報を収集するものとする。

1) 水道水の水道原水に係る水質の異常について

ア 水道課の職員は、都道府県（水道法第 46 条又は第 48 条の 2 に基づき権限を有する市町村及び特別区を含む。以下同じ。）又は水道事業者等から、水道原水水質に異常が生じた旨の情報を入手した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

イ 水道課は、厚生労働省が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「厚生労働省所管水道事業者等」という。）の場合は直接、その他の場合は都道府県を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設への汚染水流入の有無、都道府県及び水道事業者等が講じた取水停止などの措置の内容について情報を収集するものとする。都道府県を通じて情報を収集する場合において、夜間等のため都道府県に連絡がつかないときは、可能な限り水道事業者等の浄水場等から直接情報収集を行う

ものとする。

ウ 水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合には、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて関係の水道事業者等に必要な情報を提供するように指示するものとする。

エ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて水道原水水質に異常のあった水道事業者等について、(ア)給水不能になるおそれの有無並びにそれを回避するために必要となる応援給水の期間及び水量、(イ)水道用水供給事業からの新規受水若しくは受水量の増量又は他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性、(ウ)地理的条件からみて他の都道府県の水道事業者等からの応援給水を行った方がより合理的である地理的状況であるか、などについて情報を収集するものとする。

オ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて、都道府県及び水道事業者等が実施した調査及び措置の内容について継続して情報を収集するものとする。また、都道府県及び水道事業者等による調査等の結果が判明した場合、講ずる措置に追加又は変更があった場合には、遅滞なく連絡がなされるよう措置するものとする。

カ 水道課は、厚生労働省所管水道事業者等から直接収集した情報については、速やかに関係都道府県に連絡し、情報を共有するものとする。

2) 水道施設等において生じた事故について

水道課は、都道府県又は水道事業者等から水道施設又は簡易専用水道において事故が発生した旨の情報を入手した場合には、1) のア、イ、エ、オ及びカに準じて対応するものとする。

3) 水道水を原因とする食中毒等の発生について

水道課は、医薬食品局食品安全部監視安全課等から水道水が原因となり又は水道水が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

4) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生について

ア 水道課は、都道府県又は水道事業者等から、小規模水道水又は井戸水等の水質に異常が生じた旨、又は医薬食品局食品安全部監視安全課等から小規模水道水又は井

戸水等が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、１）に準じて対応するものとする。

イ 水道課は、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業の給水区域、給水能力等について情報を収集するものとする。

（２）水道課は、（１）で収集した情報のうち、健康への影響が懸念されるもの、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きいもの若しくは広域にわたると懸念されるものについては、速やかに健康局長まで、生命への危険が強く懸念される場合等で別表に掲げるものは、電子メール等により速やかに厚生労働大臣まで、及び健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

（３）水道課は、（１）で入手した情報について、当該情報に伴う対応が想定される関係課に対し、速やかに当該情報を伝達し、必要な情報交換を密接に行うものとする。関係する省内他課は以下のとおり。

食中毒に関すること・・・・・・ 医薬食品局食品安全部監視安全課

感染症に関すること・・・・・・ 健康局結核感染症課

保健所・地域衛生研究所に関すること・・・・・・ 健康局がん対策・健康増進課地域保健室

消費者被害に関する重要事案・・・・・・ 政策統括官付社会保障担当参事官室

（上記以外の情報であって、当該情報を伝達すべき関係課がある場合は、当該関係課を含む。）

（４）水道課は、（１）で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、国立試験研究機関、研究者、国外の関係機関（世界保健機関、米国環境保護庁等）等から情報を収集するものとする。

ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部に、微生物については国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部に、放射性物質については国立保健医療科学院生活環境研究部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。

（参考）

化学物質について必要な情報としては、毒性、除去方法及び水道原水において検出された濃度レベルにおける当該物質による健康被害のおそれ等を、放射性物質につい

て必要な情報としては、これに加えて拡散の状況を、微生物について必要な情報としては、発生源、水中での動態、経口摂取した場合に引き起こされる症状（下痢等）、除去又は消毒方法等を想定している。

イ 浄水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。

（５）水道課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所と連携して、また、世界保健機関、米国環境保護庁等を通じて、飲料水の健康危険に関する広範な情報収集に努めるものとする。

（６）飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。

（７）水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行うものとする。

ア 河川等の水質の異常については国土交通省水管理・国土保全局及び環境省水・大気環境局と、地下水の水質の異常については環境省水・大気環境局と、それぞれが把握している水質調査結果、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

イ 水道原水又は飲料水の水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

２．対策の決定

（１）水道課は、健康への影響が懸念される、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい若しくは広域にわたると懸念される、飲料水を原因とする健康危機管理に係る対策の決定は、健康局長の決裁を経て行うものとする（対策を講じない旨の決定を含む。）。また、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び厚生労働省健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(2) 水道法に基づく権限行使等は次により行うものとする。

1) 水道法第 39 条に基づく立入検査について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を行い、当該厚生労働省所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ、都道府県と連携して立入検査を行い、当該都道府県所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

2) 水道法第 40 条に基づく水道用水の緊急応援について

ア 水道用水の緊急応援は、原則として都道府県が処理する事務であるが、給水不能となることが避けられない水道事業又は水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）があり、緊急に水道用水を補給しなければ公共の利益が保護できないと認める場合（以下、「緊急応援の必要な場合」という。）であって、当該水道事業等の管轄都道府県知事と供給する側の水道事業等の管轄都道府県知事が異なる場合は、当該水道事業等に対する水道用水の緊急応援の実現を図るよう、供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 5 項に基づく命令を行うものとする。

イ 緊急応援の必要な場合であって、都道府県知事が事務を行うことができないと認める場合は、アと同様に供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 3 項に基づく命令を行うものとする。

ウ 緊急応援の必要な場合であって、ア及びイ以外の場合で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合は、都道府県に対して、当該水道事業等に対する他の水道事業等からの水道用水の緊急応援の実現を図るよう要請する

ものとする。

エ ウの要請から6時間程度が経過してもなお、都道府県による調整の見込みがつかない場合には、当該都道府県に対して、水道法第40条に基づき、応急給水が可能であると考えられる水道事業等について、水道用水の緊急応援の命令を行うよう指示するものとする。

3) 水道法第36条に基づく改善の指示等について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるとき（以下、「施設の改善が必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県所管水道事業者等について、施設の改善が必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、当該都道府県所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、都道府県と連携して、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

ウ ア又はイの調査の結果、水道施設が施設基準に適合しなくなっており、国民の健康を守るため緊急に改善の必要があると認める場合、又は水道技術管理者がその職務を怠っており、その緊急な改善を図らなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく改善の指示等を行うものとする。

エ 国の設置する専用水道については、ア及びウに準じて対応するものとする。

オ 国の設置する簡易専用水道について、その管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、当該簡易専用水道について、実地に客観的な調査を行い、必要な措置を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行うものとする。

カ オの調査の結果、簡易専用水道の緊急な清掃等を行わなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく措置の指導を行うものとする。

4) 専用水道及び簡易専用水道の健康危険に対する措置について

専用水道又は簡易専用水道（国の設置するものを除く。）の健康危険については、都道府県において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県から要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。

5) 小規模水道水又は井戸水等の健康危険に対する措置について

ア 小規模水道水又は井戸水等の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県又は水道事業者等に対して、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつき必要な広報が徹底されていること、及び当該者が生活上最小限必要とする代替飲料水を確保できる手段があることを確認するとともに、必要な技術的助言を行うものとする。

イ 都道府県から要請があるとき、又は小規模水道水若しくは井戸水等に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、他の水道事業等からの水道用水の緊急応援又は応急給水の実施の調整、技術者等の専門家の現地への派遣の斡旋、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業に対する給水接続の要請などの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 水道課は、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険が無くなるまでの間、1の(1)1)オに準じて情報収集を行い、速やかに関係都道府県に連絡するとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直し、上記(1)及び(2)に準じてその決定を行うものとする。

(4) 水道課は、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。

(5) 水道課は、上記(1)、(2)又は(3)により決定された対策について、速やかに、その内容を公開するとともに、特に不確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となった知見及び情報の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。

- (6) 水道課は、上記(2)による行政機関等に対する指導については、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあつては、おつて文書により指導の内容を明らかにするものとする。

3. 研究班及び審議会での検討

- (1) 水道課は、飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題については、厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催し、必要な対策について専門的見地から意見を聞くこととする。
- (2) 水道課は、飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積を行うため、学識経験者から構成される研究班を機動的かつ弾力的に設置するものとする。
- (3) 水道課は、上記(2)により研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の厚生科学審議会生活環境水道部会への報告等、厚生科学審議会生活環境水道部会との連携強化を図るものとする。

4. 健康危険情報の提供

- (1) 飲料水に関する健康危険情報の提供に係る対応の窓口は、水道課水道水質管理官及びその指定する職員とする。
- (2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。
- (3) 飲料水に関する健康危険情報については、関係都道府県及び厚生労働省所管水道事業者等に対し、電子メール等を活用して、迅速かつ直接提供するとともに、必要に応じ、全国水道関係担当者会議等を開催して周知するものとする。

5. その他

(1) 本実施要領の内部処理等の詳細は、水道課長が細目で定める。

(2) 健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

別表

次の水道の事故・事件、水道関連施設における事案及びその他の事案に該当するもの。

- 1 水道に係る事故（IT障害を含む。）であって国民生活に重大な影響を与えるもの
- 2 水道に対するテロ・ゲリラ事件（サイバー攻撃によるものを含む。）
- 3 上記に準じた事態の発生
- 4 水道施設において火災等の事故、人質、立てこもり等の犯罪事件の発生等により重大な人的・物的被害（死傷者の発生等）が生じた場合又は周辺住民や利用者の生命・健康・財産に重篤な被害や不安を与える可能性が高い場合
- 5 1から3に準じた事態が発生した場合であって、以下に掲げる場合
 - (1) 事案に対する社会的な関心が高いことが見込まれるもの
 - (2) 事故等の発生の原因が、制度的な不備や管理上の問題等に起因するもの

【別添1】

〇月〇日 〇〇県△地域の〇〇による水道施設被害状況(〇/〇 〇〇:〇〇現在)

担当：

[illegible]

【別添2】

都道府県 番号		都道府県名		
------------	--	-------	--	--

様式1 都道府県下の概況

断減水の概況	
主要な水源の現状	
応急対策等の概況	

様式2 断減水状況

(1) 市町村名	(2) 水道名	(3) 現在給水人口(人)	(4) 影響世帯数(世帯)	(5) 影響人口(人)	断減水状況		(8) 制限開始年月日		(9) 応急対策
					(6)減水	(7)断水	最初	最新	
合 計		0	0	0					

様式3 集計表

(1)水道数

	水道数	影 響 水道数
用水供給		
上水道		
簡易水道		

合 計	0	0
-----	---	---

(2)市町村数

	数	影響数
市		
町		
村		

影響 市町村数 市町村数		
合 計	0	0

(3)人口等

	都道府県 合 計
現在 給水人口	
影響市町村 給水人口	
影響人口	
影響世帯	

渇水に関する情報提供サイト
関連機関 サイトのアドレス

【別添3】

報告日：平成 年 月 日
水道事業者名：

次のとおり〇〇事故が発生しましたので報告します（第 報）

番号	項 目	内 容
1	発生日時	平成 年 月 日 時 分
2	事故箇所（施設名）	
3	事故施設	（管路事故の場合、布設年、管種、口径等を必ずご記入ください）
4	事故概要	
5	事故原因	
6	被害状況（概略）	
	1) 断水戸数（人数）	
	2) 濁水戸数（人数）	
	3) 浸水被害	
	4) 交通被害	
	5) 苦情件数	
7	対応状況（概略）	
	1) 給水車の出動	台
	2) 広報車の出動	台
	3) 災害対策車の出動	台
8	復旧状況	事故発生から復旧までの経過をまとめてください
9	関係機関との連絡	
10	今後の対策	
11	備考 （報道対応など）	
12	問合せ先	所属 職 氏名 電話番号 F A X

※ 必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付して下さい

【別添4】

報告日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおり水質異常が発生しましたので報告します（第 報）

番号	項 目		内 容
1	発生時期	1) 異常が発生した日時（採水、患者発病等の説明を添えてください）	
		2) 異常があることを知った日時	
		3) 対応を完了した日時	
2	水質異常が生じた施設	1) 水道の種別（上水道、簡易専用水道、飲用井戸等）	
		2) 水源の名称と種別（表流水、深井戸等）	
		3) 施設の名称（原水水質の異常の場合は取水位置）	
		4) 浄水処理方法	
		5) 異常に係る施設の給水範囲の人口（又は戸数）又は1日平均利用者数	
3	汚染の状況	1) 水質異常の原因（原因物質、原因物質の排出源及びその存在場所、施設の不良箇所等）	
		2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値	
4	給水等への影響	1) 取水停止／取水減量期間	
		2) 給水停止／制限の期間	
		3) 給水停止／制限の影響人口	
5	健康被害発生	1) 症状	
		2) 人数	
		3) 発生地域	
6	対応経緯（時系列に記載）		
7	関係機関との連絡		
8	今後の対応方針		
9	報道発表等		
10	その他特記事項		
11	問合せ先	1) 都道府県	
		2) 事業体/自治体名	
		3) 所属・部署	
		4) 担当者名	
		5) 電話番号	
		6) FAX番号	
		7) e-mail	

【留意点】

- ・報告いただいた内容については、個人情報を除き、厚生労働省にて定期的に公表します。
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水フロー、地図等を添付してください。
- ・報道発表等を行った場合は、発表資料を添付してください。

「浄水処理対応困難物質」の設定について

1. はじめに

平成24年5月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目でも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが必要である。さらに、水道水源の上流にこれらの物質を排出する可能性のある事業者が存在する水道事業者等においては、当該物質によるリスクの存在を認識し、万が一の事故が起こった場合に備えておくことが望ましい。

以上の問題認識から、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を新たに「浄水処理対応困難物質」と位置付けるとともに、その取り扱いについて検討を行ったものである。

2. 「浄水処理対応困難物質」の位置付け

今般、検討対象とする物質は、万一の水質事故時を除き、通常は水道水や水道原水から検出されることは稀であり、水道事業者等に水質検査を義務付けることとなる全国一律の水質基準及び水質基準に準ずる水質管理目標設定項目に馴染むものではない。また、毒性が定まらない、検出状況が不明等によって位置づけられる要検討項目とも性質は異なるものである。従って、検討対象とする物質には、水質基準、水質管理目標設定項目及び要検討項目とは別の位置付けを与える必要がある。

検討対象とする物質は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質であり、第一には水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水源に排出された場合、水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことが重要である。このため、水道事業者等のみならず、排出側を含めた関係者がこれらの物質に対して注意を払うことを目的として、新たに「浄水処理対応困難物質」というカテゴリーを設定し、対象となる物質を位置付けることとした。

3. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質の要件

水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質（以下「水質基準等物質」という。）のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を対象とする。

4. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質

3. の要件に該当する物質は別添1のとおり。厚生労働省では、新たな知見が得られた場合には随時見直しを行うことを予定している。

5. 「浄水処理対応困難物質」の取り扱い

（1）「浄水処理対応困難物質」に係る排出側での管理促進

「浄水処理対応困難物質」は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質であり、まずは公共用水域への流入がないよう対策が講じられることが重要である。水道事業者等は、他の水道事業者等及び関係行政部局等と連携して、水源におけるこれらの物質の流出のおそれの把握に努めることが必要である。「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等に情報提供し、万が一、当該物質が水道水源に流入した場合には、原因者から環境部局及び関係する水道事業者等に速やかに連絡する体制が構築されるよう関係者との連携に努めること。

（2）水質事故把握のための体制整備

水源を共有する水道事業者等の間の連携を密にするとともに、河川管理者、環境部局等の関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化、実施可能な措置及び役割の明確化により、事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備に努めること。

なお、「浄水処理対応困難物質」は、水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことを第一の目的として整理したものであり、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知できることから、当該物質そのものを新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

（３）「浄水処理対応困難物質」によるリスクの把握

「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等においては、水安全計画（平成 20 年 5 月 30 日健水発第 0530001 号）の手法も活用しながら、浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努めること。

（４）影響緩和措置による対応能力の強化

十分な配水池容量や備蓄水等の施設内調整容量の確保、水源の複数化や予備水源の確保等は水質事故による給水への影響を軽減するうえで有効である。また、水道施設に排水機能を整備することは、水質事故からの早期復旧に有効である。

6. その他過去に水質事故の原因となった物質等について

その他、過去に水質事故（給水への影響を及ぼした事故又は給水への影響を及ぼすおそれのあった事故（取水制限、浄水操作の変更等））の原因となった物質等として別添 2 に示す物質が挙げられる。これらについても水道水源における水質事故への注意が必要であり、上記 5. に準じた対応に努められたい。

別添1 浄水処理対応困難物質

物質	生成する水質基準等物質	備考（※4）
ヘキサメチレンテトラミン（HMT）	ホルムアルデヒド （塩素処理により生成）（※1）	水濁法指定物質 PRTR 第1種
1,1-ジメチルヒドラジン（DMH）		PRTR 第1種
N,N-ジメチルアニリン（DMAN）		PRTR 第1種
トリメチルアミン（TMA）		
テトラメチルエチレンジアミン（TMED）		
N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA）		
ジメチルアミノエタノール（DMAE）		
アセトンジカルボン酸	クロロホルム （塩素処理により生成）（※2）	
1,3-ジハイドロキシベンゼン （レゾルシノール）		
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		
アセチルアセトン		
2'-アミノアセトフェノン		
3'-アミノアセトフェノン		
臭化物（臭化カリウム等）	臭素酸（オゾン処理により生成）、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン、ブロモホルム（塩 素処理により生成） （※3）	

※1 生成実験において重量比率で20%以上のホルムアルデヒドを生成した物質を対象。

※2 生成実験においてモル比率で50%以上のクロロホルムを生成した物質を対象。

※3 既存の知見から判断。

参照文献（伊藤禎彦・越後信哉（2008）：水の消毒副生成物 技報堂出版株式会社）

※4 PRTR 第1種指定化学物質については、経済産業省HP等から排出事業所等の情報収集が可能である。PRTR 第1種指定化学物質以外の物質については、今後、厚生労働省が関係省庁と連携し、情報収集に努める。

別添 2 過去に水質事故の原因となった物質等

物質等	水質事故の内容	備考
スチレン	要検討項目の目標値超過	PRTR 第 1 種
有機すず化合物		PRTR 第 1 種
過塩素酸		
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	発泡	PRTR 第 1 種
ポリプロピレングリコール		
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	毒性の懸念	
ヒドロキシルアミン		
シクロヘキシルアミン	塩素と反応し異臭	PRTR 第 1 種
3,5-ジメチルピラゾール		
ナフタレン	異臭	PRTR 第 1 種
香料 (フェニルメチルエーテル、イソ吉草酸メチル等)		
アクリル酸 2-エチルヘキシル	異臭、油膜の形成	
硫酸ピッチ (硫酸、タール、油分)		
油類		
ポリアクリル酸ブチル	表面膜の形成	
スルファミン酸	塩素消費量増加	
チオ硫酸ナトリウム		
アンモニア類 (重炭酸アンモニウム等)		
水酸化ナトリウム	pH 異常	
セメント灰汁		
蛍光塗料、染料	色度超過	